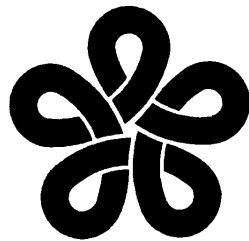


令和4年度
業 務 年 報



令和4年6月

福岡県筑紫保健福祉環境事務所

目 次

I	筑紫保健福祉環境事務所の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1
1	管内の概況	
2	組織及び各課（係）業務分掌	
3	配置職員数	
4	筑紫保健福祉環境事務所の沿革	
II	業務の概要	
	総務企画課	・ ・ ・ ・ ・ 7
	総務係	・ ・ ・ ・ ・ 8
	企画指導係	・ ・ ・ ・ ・ 8
	1 保健統計調査業務	
	2 医務	
	3 薬務	
	4 企画調整	
	健康増進課	・ ・ ・ ・ ・ 19
	健康増進係	・ ・ ・ ・ ・ 20
	1 健康増進対策	
	2 歯科保健	
	3 母子保健	
	4 難病対策	
	5 原子爆弾被爆者援護事業	
	6 肝炎インターフェロン治療費等助成制度	
	7 在宅医療推進事業	
	精神保健係	・ ・ ・ ・ ・ 40
	1 精神保健医療福祉	
	2 精神障がい者社会復帰促進事業	
	3 精神障がい者地域定着推進事業	
	4 精神障がい者訪問指導体制強化事業	
	5 精神障がいのある人の退院後支援	
	6 自殺対策事業	
	7 アルコール依存症対策事業	
	8 普及啓発活動	
	9 精神障がい者等援助事業	

保健衛生課	・ ・ ・ ・ ・ 4 9
食品衛生係	・ ・ ・ ・ ・ 5 0
1 食品衛生	
生活衛生係	・ ・ ・ ・ ・ 5 6
1 動物管理	
2 環境衛生	
感染症係	・ ・ ・ ・ ・ 6 1
1 結核対策	
2 感染症	
社会福祉課	・ ・ ・ ・ ・ 7 1
1 婦人及び母子父子寡婦福祉	
2 介護保険事業	
3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等	
4 児童福祉	
5 高齢者福祉	
6 障がい者福祉	
7 社会福祉法人	
検査課	・ ・ ・ ・ ・ 7 7
1 試験検査の概要	
2 感染症及び特定感染症	
3 食品検査	
4 環境検査	
地域環境課	・ ・ ・ ・ ・ 8 3
1 自然公園	
2 温泉	
3 浄化槽整備	
4 鳥獣保護	
5 啓発事業	
環境指導課	・ ・ ・ ・ ・ 8 7
1 大気汚染	
2 水質汚濁	
3 公害	
4 廃棄物	
Ⅲ 資料編（管内人口動態に関する資料）	・ ・ ・ ・ ・ 9 5

I 筑紫保健福祉環境事務所の概況

1 管内の概況

当保健福祉環境事務所の管轄区域は、保健福祉部門は福岡都市圏に属する筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市であり、環境部門は糸島市を含む6市となっている（鳥獣保護に関する業務については福岡市を含む）。

東に宝満山系、西に背振山系を眺望し、太宰府天満宮や都府楼跡をはじめ多くの史跡と緑に囲まれた盆地に位置している。

管内（5市）の面積は約233km²で、人口は440,377人（令和4年3月1日現在）となっている。

福岡都市圏のベッドタウンとして昭和40年頃から人口が著しく増加してきた。高齢化率は23.9%（令和2年10月1日現在）と県（27.2%）、全国（28.0% 令和2年国勢調査）、と比較すると低くなっている。

産業別の就労人口（令和2年国勢調査）は、第一次産業が1,444人（0.8%）、第二次産業が30,437人（17.0%）、第三次産業が147,209人（82.2%）と、第三次産業の割合が最も多くなっている。

また、管内（5市）には大学・短大7校、高校11校、小・中学校73校と学校数が多く文教地区となっている。

交通は、九州自動車道、福岡都市高速道路、国道3号、県道31号等の道路網が整備されており、また、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線の鉄道が通っており、交通の便に恵まれている。



2 組織及び各課（係）業務分掌

総務企画課	総務係	○庶務及び財務会計事務 ○生活保護医療・介護事務（※） （※那珂川市発足以前に発生したものに限る。）
	企画指導係	○医務事務 ○薬事関係業務 ○衛生統計事務 ○各種協議会の運営 ○企画調整、総合相談窓口、人材育成
健康増進課	健康増進係	○栄養改善業務 ○成人・老人保健業務 ○母子保健業務 ○難病業務 ○原爆被爆者関係業務 ○肝炎対策業務
	精神保健係	○精神保健福祉業務
保健衛生課	食品衛生係	○食品衛生業務
	生活衛生係	○狂犬病予防業務 ○動物愛護業務 ○環境衛生営業業務
	感染症係	○結核業務 ○感染症業務 ○特定感染症業務
社会福祉課		○身体・知的障害者福祉業務 ○障害者総合支援法業務 ○婦人相談及び母子父子（寡婦）福祉業務 ○児童福祉業務 ○介護保険業務 ○高齢者福祉業務
検査課		○感染症検査業務 ○食品検査業務 ○環境検査業務
地域環境課		○鳥獣保護業務 ○地球温暖化対策、自然共生、3R推進関係業務 ○浄化槽、自然公園、温泉業務
環境指導課		○公害（土壌、水質、大気）関係業務 ○産業廃棄物関係業務

令和4年4月1日現在

3 配置職員数

職種別	計	所 長	保健監	副所長 環境長	総務 企画課	健康 増進課	保健 衛生課	社会 福祉課	検 査 課	地域 環境課	環境 指導課
一 般 事 務	28			1	12	2		9		2	2
化 学	6									1	5
医 師	2	1			1						
保健師	22				1	13	8				
助産師	1					1					
獣医師	8						6		1	1	
薬剤師	13			1	2		7		1	1	1
管理 栄養士	1					1					
臨床検査 技師	5					1			4		
診療 放射線 技師	4				1		3				
自動車 運転士	1				1						
動物愛護 管理技術員	2						2				
看護師	1							1			
計	94	1	0	2	18	18	26	10	6	5	8

(令和4年4月1日現在)

4 筑紫保健福祉環境事務所の沿革

保健所		福祉事務所	
昭和18年7月	二日市保健所を設置 (筑紫郡二日市宮町)		
昭和23年7月	移転(筑紫郡二日市町二日市)		
昭和26年4月	筑紫保健所に名称変更	昭和26年10月	地方事務所(16ヶ所)に民生課設置 (生活保護業務が町村から県へ移管)
昭和26年9月	新築移転(二日市町立明寺)	昭和30年11月	16の地方事務所を廃止し、11福祉事務所を設置。 福岡福祉事務所を設置 (福岡市薬院大通り)
		昭和32年1月	総務課、福祉1課、福祉2課の3課体制
		昭和47年4月	総務課、福祉課の2課体制
昭和58年4月	筑紫総合庁舎に移転 (大野城市白木原)	昭和58年2月	福岡東総合庁舎に移転 (福岡市博多区)
昭和60年4月	食肉衛生検査所開設に伴い 食肉衛生検査課が分離		
昭和62年11月	検査課設置	昭和61年4月	総務課に総務係と社会係を設置
		平成5年4月	総務課社会係を地域福祉係に改称、福祉課を保護課と改称
		平成6年4月	地域福祉係を地域福祉課とし、総務課・地域福祉課・保護課の3課体制
平成9年4月	保健所の統合(21保健所を13保健所と3支所に統合再編) 総務企画課(総務係、企画指導係)、衛生課(食品衛生係、生活衛生係)、保健課(健康増進係、感染症係、精神保健福祉係)、環境課、検査課に改組		
平成10年4月	民生部と保健環境部が統合再編され、保健福祉部となる。		
平成14年9月	筑紫保健所と福岡福祉事務所が統合し、筑紫保健福祉環境事務所が発足。 (福岡福祉事務所は筑紫保健福祉環境事務所と糸島保健福祉環境事務所に分割。) 総務企画課(総務係、企画指導係、保護係)、保健福祉課(高齢者・児童家庭係、障害者福祉係)、健康対策課(健康増進係、感染症係)、衛生課(食品衛生係、生活衛生係)、検査課、環境課に改組。		
平成15年4月	総務企画課保護係が保護課となる。		
平成20年4月	本庁再編成により、所の所管は保健医療介護部となる。 各事業の所管については、新社会推進部・保健医療介護部・福祉労働部・環境部となる。		
平成21年10月	出先機関再編成に伴い、環境部門が集約され前原市、糸島郡(現糸島市)が管轄区域に加わる。また、福岡農林事務所から鳥獣保護及び狩猟業務が移管される。		
	総務企画課(総務係、企画指導係)、健康増進課(健康増進係、精神保健係)、保健衛生課(食品衛生係、生活衛生係、感染症係)、社会福祉課、保護課、検査課、地域環境課、環境指導課に改組。		
平成24年4月	環境部門の狩猟業務が福岡農林事務所へ移管。		
平成30年10月	那珂川市の発足に伴い生活保護業務が同市へ移管され、保護課を廃止。		

Ⅱ 業務の概要

総務企画課

総務係

- 1 庶務及び財務会計事務
- 2 平成30年9月末までに当所で取り扱った生活保護業務に付随する生活保護費返還金関係事務及びその他各種事務（平成30年10月1日からは那珂川市に業務移管）

企画指導係

1 保健統計調査業務

調査名	調査時期	概 要
人口動態調査	毎 月	人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）を把握。
医療施設動態調査	毎 月	医療施設の診療機能の把握。
病院報告（患者票）	毎 月	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況の把握。
病院報告（従事者票）	毎 年	病院の従事者状況の把握。
衛生行政報告例	毎 年	衛生行政の実態を数量的に把握。
地域保健・健康増進事業報告	毎 年	地域住民への保健施策の実施状況の把握。
国民生活基礎調査	毎 年	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項の把握。
社会保障・人口問題基礎調査	毎 年	人口・経済・社会保障の間の関連を把握。
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、従事場所等の分布の把握。
保健師、助産師、看護師、 准看護師業務従事者届	2年に1回	業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師の従事場所等の分布の把握。
歯科衛生士・歯科技工士 業務従事者届	2年に1回	業務に従事している歯科衛生士・歯科技工士の従事場所等の分布の把握。
医療施設静態調査	3年に1回	医療施設の分布及び整備の実態を把握。
患者調査	3年に1回	医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に把握。
受療行動調査	3年に1回	医療施設を利用する患者の受療の状況や受けた医療に対する満足度等を把握。

上記調査は、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料となる。

2 医務

(1) 医療従事者

平成30年に実施した医師・歯科医師・薬剤師の調査及び看護師等の従事調査による。

(保健統計年報 令和元年版 令和4年1月)

ア 医師数

平成28年調査より1人減の863人となっている。

(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率
医療施設従事者数	310	291	122	76	41	840	97.3	15,454	94.8
内 訳	病院開設者	6	5	7	3	22	2.5	321	2.0
	診療所開設者	65	72	55	34	251	29.1	3,416	20.9
	病院勤務者	82	186	47	27	349	40.4	7,258	44.5
	診療所勤務者	15	28	13	12	76	8.8	1,426	8.7
	医育機関の病院勤務者	142	0	0	0	142	16.5	3,033	18.6
介護保険施設の従事者	1	0	1	1	1	4	0.5	133	0.8
医療施設・介護保険施設 以外の従事者	6	4	2	2	0	14	1.6	549	3.4
内 訳	臨床以外の医学教育 又は研究機関の勤務者	1	0	0	0	1	0.1	350	2.1
	衛生行政従事者	0	4	2	2	8	0.9	75	0.5
	産業医	0	0	0	0	0	0.0	82	0.5
	保健衛生施設の従事者	5	0	0	0	5	0.6	42	0.3
その他	1	2	1	0	1	5	0.6	174	1.1
総 数	318	297	126	79	43	863	100.0	16,310	100.0

イ 歯科医師数

平成28年調査より4人増の341人となっている。

(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率
医療施設従事者数	74	94	87	41	41	337	98.8	5,288	94.6
内 訳	病院開設者	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	診療所開設者	49	50	50	24	196	57.5	2,704	48.4
	病院勤務者	0	6	0	0	6	1.8	112	2.0
	診療所勤務者	25	38	37	17	135	39.6	1,802	32.2
	医育機関の病院勤務者	0	0	0	0	0	0.0	670	12.0
介護老人保健施設の従事者	0	0	0	0	0	0	0.0	2	0.0
医療施設・介護老人保健 施設以外の従事者	0	1	0	0	0	1	0.3	112	2.0
その他	0	1	1	1	0	3	0.9	189	3.4
総 数	74	96	88	42	41	341	100.0	5,591	100.0

ウ 薬剤師数

平成28年調査より57人増の873人となっている。

(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率
薬局開設者	16	9	14	12	4	55	6.3	835	6.8
薬局勤務者	160	147	116	91	52	566	64.8	6,864	55.8
病院・診療所勤務者	57	64	31	16	3	171	19.6	2,818	22.9
教育・研究従事者	0	1	0	0	0	1	0.1	248	2.0
医薬品製造販売等従事者	9	2	5	3	3	22	2.5	822	6.7
衛生行政従事者	0	0	10	7	0	17	1.9	204	1.7
その他	13	15	5	4	4	41	4.7	516	4.2
総 数	255	238	181	133	66	873	100.0	12,307	100.0

(2) 免許申請状況

当事務所において、申請のあった件数は以下のとおりである。

ア 大臣免許（申請件数）

区分	平成元年度				令和2年度				令和3年度			
	登録	書換	再交付	抹消	登録	書換	再交付	抹消	登録	書換	再交付	抹消
医 師	12	5	0	1	10	5	0	1	25	1	1	1
歯科医師	3	11	1	0	5	1	0	1	1	2	0	1
薬剤師	20	15	2	0	22	22	2	0	30	10	1	1
保健師	42	40	1	0	18	26	0	0	27	30	4	0
助産師	1	5	1	0	6	9	0	0	4	4	1	0
看護師	192	160	15	1	167	143	8	0	182	139	18	1
管理栄養士	45	19	2	0	45	18	2	1	28	17	2	0
診療放射線技師	9	1	0	0	10	4	2	0	9	1	1	0
臨床検査技師	11	5	1	0	9	16	2	0	7	9	3	0
理学療法士	42	13	2	0	31	14	0	0	42	9	4	0
作業療法士	25	10	0	0	15	11	0	0	20	8	1	0
視能訓練士	3	0	0	0	15	11	0	0	1	2	0	0
計	405	284	25	2	353	280	16	3	376	232	36	4

イ 県知事免許（申請件数）

区分	平成元年度			令和2年度			令和3年度		
	登録	書換	再交付	登録	書換	再交付	登録	書換	再交付
栄養士	26	18	2	37	28	8	32	22	6
准看護師	77	29	6	71	25	11	69	20	4
計	103	47	8	108	53	19	101	42	10

* 他都道府県の准看護師免許申請件数（令和3年度）

・登録申請 0 件 書換申請 10 件 再交付申請 2 件 抹消申請 1 件

(3) 医療施設

ア 病院施設数、病床数及び施設の種類

令和4年3月31日現在

区 分	総 数	
	施設数	病床数
筑紫野市	9	1,391
春日市	5	973
大野城市	7	1,548
太宰府市	4	582
那珂川市	2	159
計	27	4,653

イ 病院病床数内訳

令和4年3月31日現在

区 分	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般
筑紫野市	1,391	476	2	0	122	791
春日市	973	30	2	0	51	890
大野城市	1,548	505	0	0	848	195
太宰府市	582	300	0	0	170	112
那珂川市	159	0	0	0	34	125
計	4,653	1,311	4	0	1,225	2,113

ウ 診療所施設数、病床数

令和4年3月31日現在

区 分	内科診療所			病床数	歯科診療所	
	総 数	有 床	無 床		施設数	病床数
筑紫野市	76	8	69	126	53	0
春日市	86	9	75	138	60	0
大野城市	68	4	65	68	56	0
太宰府市	46	7	38	125	32	0
那珂川市	37	4	30	68	24	0
計	313	32	277	525	225	0

エ 人口10万対病床数

人口は令和4年3月末現在の住民基本台帳の人口

区 分	病 院						医 科 診療所
	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	
筑紫野市	1323.7	453.0	1.9	0.0	116.1	752.7	119.9
春日市	869.8	26.8	1.8	0.0	45.6	795.6	123.4
大野城市	1530.6	499.3	0.0	0.0	838.5	192.8	67.2
太宰府市	817.8	421.6	0.0	0.0	238.9	157.4	175.6
那珂川市	319.3	0.0	0.9	0.0	68.3	251.0	136.6

オ 病院及び診療所立入検査状況

医療法第25条に基づき病院及び診療所の立入検査を実施している。立入検査の頻度は病院は毎年、有床診療所は3年ごと、無床診療所は5年ごとに実施。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために書面による立入検査となっている。

検査対象数（診療所は実施市）

年 度	病 院 数	診 療 所			
		全診療所	有床診療所	無床診療所	歯科診療所
平成 29 年度	27	102	18 筑紫野市 太宰府市 那珂川市	28 那珂川市	56 春日市
平成 30 年度	27	103	2 筑紫野市 春日市	68 春日市	33 太宰府市
平成 31 年度	27	105	13 春日市 大野城市	36 太宰府市	56 大野城市
令和 2 年度	27	108	18 筑紫野市 太宰府市 那珂川市	68 筑紫野市	22 那珂川市
令和 3 年度	27	116	2 筑紫野市 春日市	61 大野城市	53 筑紫野市

カ 助産所・施術等

令和4年3月31日現在

区分	助産所	あはき 施術所	柔道整復 施 術 所	歯 科 技工所	衛 生 検査所
筑紫野市	1	54	44	12	0
春 日 市	2	41	38	31	0
大野城市	1	40	38	33	0
太宰府市	0	34	29	9	0
那珂川市	1	17	20	8	0
計	5	186	169	93	0

(4) 救急医療

筑紫地区の救急医療は、下記の7か所の救急告示医療機関、10か所の病院群輪番制参加医療機関（うち7か所は救急告示医療機関と重複）、休日在宅当番医制度により担われており、平成16年10月からは、筑紫地区小児救急医療事業が開始されている。この事業では、開業医の協力を得ながら、福岡徳洲会病院・福岡大学筑紫病院で準夜帯（17～23時）と休日日勤帯（9～17時まで）の小児救急患者の診療が行われている。同じく、平成16年10月から福岡県小児救急医療相談事業が開始され、看護師又は小児科医師が電話相談に応ずる体制が整備され、受付時間も拡大している。現在平日は19時～翌朝7時、土曜日は12時～翌朝7時、日曜・祝日は終日となっている。また、平成28年6月30日から救急医療電話相談事業が開始され、看護師が24時間年中無休で対応している。平成29年2月からは母体搬送コーディネータ事業も開始され、母体搬送の集中緩和が図られている。救急患者の搬送は、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部及び筑紫野太宰府消防組合消防本部が担っている。

歯科救急については、18年4月、筑紫歯科医師会会館に「口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所」が開設され、日曜日、祝日、盆、年末年始（9～16時、昼休み12時30分～13時）において、歯科急患に対応している。

ア 救急告示医療機関

令和4年4月現在

施設名	所在地	病床数
済生会二日市病院	筑紫野市湯町 3-13-1	260(16)
福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	602(10)
樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東 1-86	60(5)
原病院	大野城市白木原 5-1-15	103(4)
諸岡整形外科病院	那珂川市片縄 3-81	54(2)
福岡大学筑紫病院	筑紫野市大字俗明院 1-1-1	310(30)
ちくし那珂川病院	那珂川市仲 2 丁目 8 番 1 号	99(1)

(救急専用・優先病床数)

イ 令和2年度消防救急隊による程度別搬送人員

区分	死亡	重症	中等症	軽症	その他	計
春日・大野城・那珂川消防本部	－	358	3,984	4,500	1	8,843
筑紫野太宰府消防組合消防本部	－	415	3,682	2,391	－	6,488
計	－	773	7,666	6,891	1	15,331
令和元年	3	779	8,466	7,717	0	16,965
比較増減	△3	△6	△800	△826	1	△1,634

出典 令和3年度福岡県筑紫保健所運営協議会救急医療部会資料

3 薬務

地域住民の健康に対する関心が高まりを見せる中で、優良な医薬品等の供給と適正使用を目的として、薬局・医薬品販売業者等に対する指導を実施している。

覚醒剤等薬物乱用対策としては、保護司会、ライオンズクラブ、薬剤師会及び登録販売者協会等の関係団体と連携した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、不正大麻・けし撲滅運動や関係業者への立入指導等を実施している。

また、毒物劇物取扱事業者への監視指導、献血事業の推進等に取り組んでいる。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、立入調査や街頭キャンペーン等の啓発活動を一部縮小して実施した。

(1) 薬事関係施設数

令和4年3月31日現在

区分	薬局	医薬品販売業			毒物劇物販売業		
		店舗	卸売	配置	一般	農業用	特定
筑紫野市	58	24	9	2	20	1	1
春日市	48	14	3	3	10	0	0
大野城市	52	15	9	2	30	1	1
太宰府市	36	9	3	4	15	2	0
那珂川市	22	12	1	1	7	3	2
計	216	74	25	12	82	7	4

(2) 薬事監視

(令和3年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	報告書・始末書	文書指導
				虚偽誇大広告	毒劇薬貯蔵	管理者の勤務	その他			
薬局	216	23								
店舗販売業	74	10								
卸売販売業	25	4								
高度管理医療機器販売・貸与業	257	14								
計	572	51	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 毒物劇物監視

(令和3年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	報告書・始末書	文書指導
				貯蔵保管	表示	譲記 受載 書保管	その他			
一般販売業	82	7								
農業用品目販売業	7	1								
特定品目販売業	4									
届出不要業務上取扱者										
計	93	8	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 麻薬監視

(令和3年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	文書指導
				不正所持	記録不備	保管不備	その他		
麻薬小売業者	183	12							
麻薬卸売業者	2								
病院	26								
診療所	130								
動物病院	33								
その他	2								
計	376	12	0	0	0	0	0	0	0

(5) 不正けし抜去状況

令和3年度は、11か所、354株を抜去した。

(6) 薬物乱用防止啓発事業

令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため街頭キャンペーンを中止。

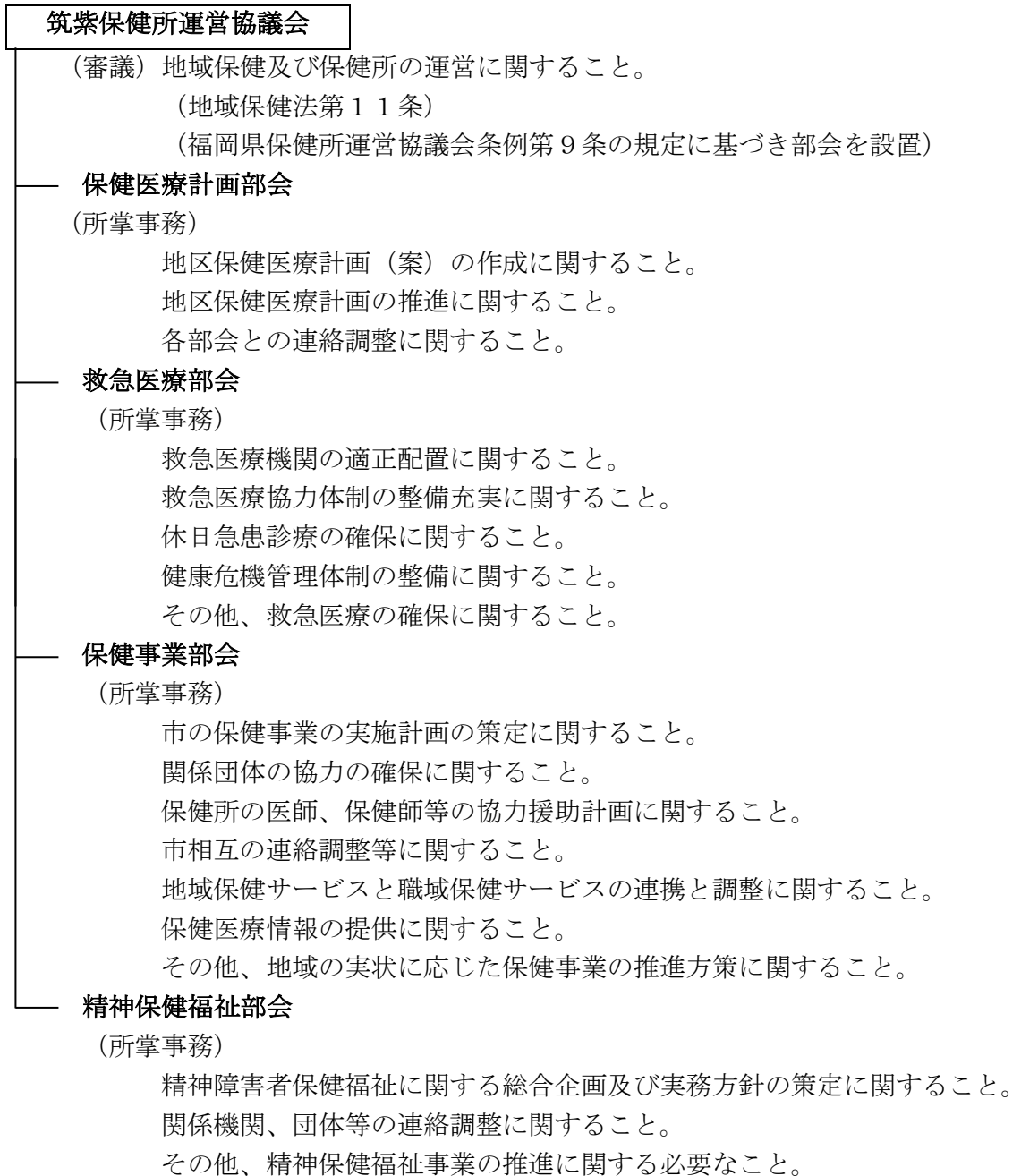
関係団体にポスター掲示等を依頼するとともに、当所においてはポスターの掲示の他、来所者に対して啓発資材約400部を配布した。

4 企画調整

企画調整業務は、保健所運営協議会に関すること、保健・医療・福祉の情報収集・分析に関すること、市町への情報提供・連絡調整に関すること、職員研修、各課連絡調整、実習・研修の受け入れに関すること等がある。

(1) 保健所運営協議会組織及び所掌事務

ア 組織と所掌事務



イ 保健所運営協議会及び部会の開催状況

部会名・開催日	議 事
保健医療計画部会	令和３年度は休止
保健事業部会 (令和３年１２月１３日) ※書面開催	(１) 令和２年度事業報告 ア 令和２年度筑紫保健福祉環境事務所事業実績報告 イ 糖尿病等重症化予防対策の取組について ウ 医療依存度が高い難病患者等の災害時支援の取組について (２) 令和３年度重点事業 医療依存度が高い難病患者等の災害時支援の取組について
精神保健福祉部会 (令和４年２月２日) ※書面開催	(１) 令和２年度事業報告について ア 保健所の実施する精神保健事業 イ 精神障がい者地域支援体制に関する事業 ウ 自殺対策事業 (２) 令和３年度重点事業について ア 精神障がい者地域支援体制の拡充 イ 自殺対策事業の推進
救急医療部会 (令和３年１２月２２日) ※書面開催	(１) 令和２年度救急医療報告 ア 令和２年筑紫管内消防本部の救急業務実施状況 イ 令和２年度筑紫管内急患診療状況 ウ 令和２年度筑紫管内普及・啓発活動状況 (２) 令和３年度救急医療事業予定
保健所運営協議会 (令和４年３月１１日) ※書面開催	(１) 令和３年度筑紫保健所運営協議会各部会の報告について (２) 令和２年度筑紫保健福祉環境事務所各課係の事業報告及び 主な取組について (３) 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応について

ウ 地域医療構想調整会議（保健医療計画の一部）の開催状況

部会名・開催日	議 事
令和３年度第１回 令和３年 ８月 ５日 令和３年度第２回 令和３年１１月２５日 第１回病床機能分化連携推進部会 令和３年 ８月 ５日 第２回病床機能分化連携推進部会 令和３年１０月２１日 第３回病床機能分化連携推進部会 令和３年１１月２５日 第４回病床機能分化連携推進部会 令和４年 ３月１０日	地域医療支援病院について（第１回、第２回）

(2) ビデオライブラリー等の利用状況

筑紫保健福祉環境事務所のホームページに貸し出しビデオ・DVD一覧を掲載し、利用の促進を図っている。

(3) 学生等実習の受け入れ・指導

医師・保健師・助産師・看護師・栄養士等養成施設の臨地実習やその他の見学者を受入れる。

<令和3年受入数>

課 程	学校名等	期 間	日数	人数	延人数
医 師	福岡大学医学部		※中止		
保 健 師	福岡大学	R3/5/31～6/4	5	3	15
	純真学園大学	R3/6/21～7/2	9	3	27
	福岡女学院看護大学	R3/7/27～7/30	4	5	20
	聖マリア学院大学	R3/8/23～9/3	9	3	27
管理栄養士	中村学園大学	R3/10/4～10/8	5	7	35
	西南女学院大学	R4/1/6. 2/15	2	5	10
訪問看護師	福岡県看護協会	R3/9/29	1	2	2
計			35	28	136

※新型インフルエンザ感染症（新型コロナウイルス感染症）の発生により受入中止

健康増進課

健康増進係

1 健康増進対策

平成25年3月に改定された「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」に基づき、「県民一人ひとりが、地域の中でともに支えあい、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現」に向けて、生活習慣病対策事業、栄養改善事業等を実施している。

（1）県民健康づくり推進事業「地域・職域連携会議」

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催とした。（令和3年度）

実施日	参加者等	内 容	参加者数
令和4年 1月20日	筑紫医師会 筑紫薬剤師会 筑紫歯科医師会 各市（国保、健康 づくり担当課） 福岡中央労働基準 監督署 福岡産業保健総合 支援センター 全国健康保険協会 福岡支部 各市商工会 筑紫保健所	(1) 特定健診の受診率向上及びがん検診受診 率向上及び生活習慣病の重症化予防について ① 筑紫地区の状況 ② 市の取組 ③ 商工会の取組 ④ 全国健康保険協会福岡支部の取組 ⑤ 筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業について (2) 自殺対策について ① 筑紫地区の状況 ② 福岡中央労働基準監督署の取組 ③ 福岡産業保健総合センター筑紫中央地域窓口 (3) 情報提供 薬剤師会（受動喫煙対策）	22名

（2）ふくおか健康づくり県民運動事業

ア 情報発信サイト等を活用した健康づくりに取り組むきっかけの提供

県民の自主的健康づくりを支援し、生活習慣病の発症予防を図るため、広く県民に対して、健康づくりに取り組むきっかけを提供している。

a 市等で行うイベントでの普及啓発

血管年齢測定・体組成測定・ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの紹介等

（令和3年度）

実施日	場 所	行 事	参加者数
※参加予定のイベントがすべて中止のため実施なし			

b ふくおか健康づくり情報発信サイトの周知

健康づくり関係事業等の実施を通じてふくおか健康づくり県民情報発信サイトの周知（チラシの配布等）を行っている。

イ 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業

経営者等に対する啓発及び派遣先事業所の募集

（令和3年度）

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし			

ウ 健康寿命とロコモティブシンドローム(以下、ロコモと略す)予防の普及啓発

福岡県健康ポータルサイトのロコモ関連メニューやふくおか県政出前講座等を活用し、健康寿命とロコモの認知度を上げるとともにロコモ予防についての普及啓発を行っている。

(令和3年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし			

(3) がん対策

ア がん検診精度管理

市町村が行うがん検診の受診率向上並びに精度管理向上のため、情報提供及び情報共有を行っている。

イ 「小児・AYA世代のがん患者在宅療養生活支援事業」の後方支援

小児・AYA世代のがん患者が住みなれたところで自分らしく安心して生活ができるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図ることを目的とし、筑紫地区の各市が実施主体となって新規事業を開始するにあたり、情報提供・共有を行っている。

(4) たばこ対策

喫煙は肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）や虚血性心疾患をはじめとする多くの生活習慣病の危険因子となるため、「禁煙支援」「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」を三本柱として、たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的として、たばこ対策を実施している。

ア たばこ対策推進会議

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症のため開催なし			

イ 喫煙防止セミナー

(令和3年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
6月 2日 6月24日 7月28日 8月30日 10月 7日	筑紫総合庁舎	講演「タバコ」に関する様々な話 ・日本の受動喫煙対策について ・たばこの規制に関する世界の動き ・健康増進法の一部改正について ・福岡県のたばこ対策	計21人

(5) 栄養改善

ア 健康づくり・栄養改善指導

地域住民の栄養状態の改善及び食生活等生活習慣改善の促進を図るため、個別又は集団に対し運動・休養も含めた健康づくり、生活習慣病予防等の指導を行っている。

(令和3年度)

区 分	個別指導延人員					集団指導延人員				
	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	6	0	0	0	5	5	64	0	28	20

イ 専門栄養指導事業

専門的な栄養相談と栄養情報提供のための相談窓口を設置している。また、高齢化の一層の進展に伴う在宅療養者の増加を見据えて、高齢者の食生活支援に携わる関係者を対象に協議及び研修会を実施している。

高齢者の食生活支援研修会

(令和3年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし			

ウ 特定給食施設指導

給食施設に対して、栄養効果が十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について、必要な助言及び指導を個別指導や集団指導にて実施している。

特定給食施設数

(令和4年3月現在)

	特定給食施設
学校	57
病院	26
介護老人保健施設	7
介護医療院	0
老人福祉施設	24
児童福祉施設	67
社会福祉施設	6
事業所	0
寄宿舍	3
自衛隊	2
その他	0
合 計	192

特定給食施設指導状況(延施設数)

(令和3年度)

特定給食施設		その他の給食施設	計
1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上		
36	55	53	144

エ 福岡県食環境整備事業

飲食店や弁当店において、ヘルシーメニュー（野菜たっぷり、塩分ひかえめ、カロリーひかえめ）の提供を促進することで、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境をつくり、自主的な健康づくりを支援している。

(令和4年3月末現在)

ふくおか食の健康サポート店登録数	16店舗
------------------	------

オ 食品の栄養表示等の相談、指導

健康増進法第7章及び食品表示法に係る食品の表示に関する相談、指導及び普及啓発を行っている。

相談・指導件数		普及啓発等 (集団指導)
食品表示法	健康増進法第7章	
20	6	0

カ 地区組織育成事業

健康づくり対策の一環として、地域における食生活改善の普及啓発等の活動を行う食生活改善推進会の組織の育成、支援を行っている。食生活改善推進会のリーダーの再教育として開催する「食と健康教室」は、健康づくりに関する知識と地域での実践方法等を習得することを目的に実施している。

食生活改善推進会組織状況

(令和3年8月現在)

市町名	組 織 名	会員数(人)	結成年月日
筑紫野市	筑紫野市食生活改善推進会	92	平成元年 4月 1日
春日市	春日市食生活改善推進会	71	昭和53年 11月 25日
大野城市	大野城市食生活改善推進会	205	昭和52年 3月 11日
太宰府市	太宰府市食生活改善推進会	64	昭和53年 4月 1日
那珂川市	那珂川市食生活改善推進会	59	昭和53年 3月 1日
計		491	
筑紫地区食生活改善推進会			昭和53年 6月 2日

食生活改善推進会 研修会

(令和3年度)

研修会名	期日	内容
「食と健康教室」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし		
自主学習会	令和3年 7月21日	○講話 「高齢者のための熱中症対策」 講師 大塚製薬株式会社 大田原 美奈子 先生
	令和3年 10月6日	○講話 「大野城市食生活改善推進会における活動報告」
筑紫地区研修会	令和3年 12月17日	○講演「オーラルフレイルについて」 講師 (一社) 筑紫歯科医師会 歯科医療連携室 歯科衛生士 高野 ひろみ氏

キ 国民健康・栄養調査

身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を行っている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

ク 栄養士関係業務

栄養士法に基づく管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習の受け入れを行っている。

(令和3年度)

中村学園大学	7人	西南女学院大学	5人
--------	----	---------	----

(6) 調理師関係業務

ア 調理師免許

新規申請・書換交付申請・再交付申請受付数 116 件 (令和3年度)

イ 調理師研修会

(令和3年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施なし			

(7) 市町村健康づくり・健康推進計画の策定等に係る支援

ア 市町健康づくり推進協議会等への参画

管内市町の健康づくり推進協議会等の委員として出席し、地域での健康づくり推進を支援している。

(令和3年度)

健康づくり推進協議会等	形式	出席回数
筑紫野市健康づくり推進協議会 (小委員会含む)	書面開催	3
春日市健康づくり推進協議会	書面開催	2
大野城市健康づくり推進協議会	通常開催	1
太宰府市健康づくり推進協議会	書面開催	1
那珂川市健康づくり推進協議会	書面開催	1

イ 市町栄養改善業務担当者会議

(令和3年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
令和3年 7月6日	筑紫総合庁舎3階 第2会議室	・各市の事業実施内容について 情報共有・協議 ・県事業の周知	11名

(8) 生活習慣病対策事業

糖尿病等の生活習慣病の重症化を防止し、患者のQOLの向上を図るため、特定健診受診後の要精密者の受診勧奨や治療継続、生活習慣改善が必要な者に対する個別保健指導等を行うため、行政と医療、保険者との連携対策を整備し、総合的な生活習慣病対策を推進している。

ア 生活習慣病重症化予防対策に係る市町村支援

重症化予防に取り組む市町村に対し、効果的な取り組みが行えるよう、医師会や関係機関との連携や調整を図っている。

イ 生活習慣病重症化予防研修会

(令和3年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
令和3年 11月4日	福岡県職員研修所 3階大研修室	・説明「筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業について」 ・講演Ⅰ「糖尿病と歯科疾患の関係について」 ・講演Ⅱ「糖尿病の重症化予防におけるかかりつけ医を専門医との連携について」	26名

ウ 筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業

筑紫地区の糖尿病対策の一環として、平成20年度から平成29年度まで特定健康診査結果を活用し、糖尿病の予防及び早期治療に結びつける保健医療連携体制の構築に取り組んできた。

平成30年度は、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考にした新しい取組として、筑紫地区5市と筑紫医師会で連携を行いながら重症化予防に取り組む、糖尿病からの腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とした保健指導体制を整備した。平成31年1月から管内市において事業をスタートしている。

令和2年度は、さらに事業の充実を図るため、課題を整理し、事業を見直した。

令和3年度は前年度の事業見直しを受け、対象者を拡充し実施している。また、かかりつけ医⇄専門施設間で使用する連絡票の検討や後期高齢者の取り扱い、事業の評価指標について整理しているところである。

(令和3年度)

実施日	内 容	開催方法	関係団体
4月8日	医師会へ今年度の事業実施について協力依頼	集会	医師会
4月20日	腎臓専門医の件について相談	電話	医師
5月7日	腎臓専門施設についての相談	Web	医師会
5月27日	腎臓専門医と打ち合わせ	Web	医師
6月17日	筑紫医師会学術講演会（本事業周知の機会として） ・筑紫エリアにおける糖尿病等医療連携推進事業について ・腎症重症化予防のために（石村先生、小林先生）	集会	医師 医師以外の 医療従事者
6月24日	管内市の実務者と意見交換	Web	管内市
10月27日	実務者会議	集会	管内市
11月17日	医師会へ実務者会議報告と連絡票（案）提示	Web	医師会
1月18日	保健・医療連携会議書面開催の内容について打ち合わせ	Web	医師会

2月24日	保健・医療連携会議開催 【報告事項】 令和2年度事業実績及び令和3年度事業の実施状況について 【提案事項】 (1) (仮称)医療機関情報提供票(案)について かかりつけ医⇄専門施設⇄かかりつけ医 (2) 事業の評価指標について 【情報提供】 後期高齢者の取り扱いについて	書面開催 医師会 管内市 保健所
-------	--	---------------------------

2 歯科保健

歯科保健医療の環境整備をすすめるために歯科医師会、管内市との定例的な会議や人材育成に取り組んでいる。

(1) 歯科保健医療連携事業

ア 筑紫地区歯科保健医療連絡協議会

※新型コロナウイルス感染症の流行により、Webにて開催

開催日：第1回：令和3年4月15日(木)

第2回：令和3年7月15日(木)

第3回：令和3年11月16日(火)

出席者：筑紫歯科医師会(10人)、福岡県歯科衛生士会(2人)、当事務所(2人)、市(6人：事務局含む)

イ 食と健口づくりフェスタ(歯を守る集い)

※新型コロナウイルス感染症の流行により中止

ウ 地域保健関係職員等研修(歯科保健) ※生活習慣病重症化予防研修会と合同開催
市が実施する歯科保健事業について、その人材育成及び計画的な実施のために、地域の実情に応じた研修を実施するもの。

実施日時	実施場所	講演内容及び講師	参加者数
令和3年 11月4日 14:00～15:10	福岡県 職員研修 所	○講演：「糖尿病と歯科疾患の関係について」 講師：一般社団法人 筑紫歯科医師会 永留 初實 氏 ○講演：「糖尿病の重症化予防における かかりつけ医と専門医の連携 について」 講師：一般社団法人 筑紫医師会 小寺 武彦 氏	23人

エ 歯周疾患予防推進事業 ※新型コロナウイルス感染症の流行により中止

平成30年度まで福岡県歯科医師会委託事業であり、令和元年度より福岡県が実施主体として実施するもの。事業所を対象に、歯科保健指導による従業員の歯周病予防に対する意識を高め、定期検診の受診率の向上を図ることが目的。

オ 口腔ケア定着促進事業 ※新型コロナウイルス感染症の流行により中止

福岡県歯科医師会の委託事業であるが、保健所が研修案内等開催に向けて協力するもの。高齢者施設の職員が歯科衛生士による専門的口腔ケアの手法を学び、要介護高齢者の個々人の口腔内の状態にあった口腔ケアを継続的に実施することで、肺炎の予防や生活の質の向上を図る。今年度より年2回の開催となる。

3 母子保健

近年、少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など母子を取り巻く家庭環境、社会環境も大きく変化してきている。このような状況の中で、今後豊かで活力ある社会を築くためには、子どもを心身ともに健やかに生み育てていくことがますます重要な課題となっている。このため当所では相談事業をはじめとした支援を行っている。

(1) 乳幼児発達診査事業

乳幼児健診等で将来、精神・運動発達面において問題を残すおそれのある児を、早期に把握し、専門スタッフによる発達相談を行い、児の健全な発達を促すことを目的として実施している。

実施状況（専門職種別の相談人数）

（令和3年度）

回数	医師	作業療法士	言語聴覚士
1回	延1人	延1人	延1人

(2) 訪問指導

生活の場である家庭を訪問し、支援の必要な妊産婦や乳幼児等の育児相談に早期から対応し、不安の軽減に努めるとともに、子どもが健全に成長できるように母親やその家族を支援している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、電話相談にて対応した。

(3) 慢性疾病児童等療育相談支援事業

慢性的な疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導を行い、慢性疾病児童等の健全育成及び自立促進を行うことを目的に事業を実施している。

本年度は、管内母子保健担当者会議において、発達支援・療育事業について情報共有した。

(4) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は妊娠出産等女性特有の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性ホルモンの影響を受け、様々な心身の悩みを抱えて過ごしている。このため生涯を通じた女性の健康保持増進を図ることを目的に、電話による専門相談を随時受けている。

例年、女性がそれぞれの健康状態に応じ健康管理ができることを目的に健康教育を開催しているが、本年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催しなかった。

(5) ハイリスク妊産婦支援事業

ア 未熟児等保健・医療連携事業

必要に応じて、市町と連携を図りながら、主治医や保護者等と連絡調整のうえ、医療機関を訪問し、要支援妊産婦や乳児の退院後の育児支援を行っている。また、退院後は市町と連携し家庭訪問を行うなど、保護者の育児不安の軽減に努めている。

イ 妊娠期からのケア・サポート事業

妊娠中からリスクがある母親を把握し、産後うつ病を含めた育児等の不安を軽減することで、良好な母子関係の形成を促し、児童虐待を未然に防止することを目的としている。

医療機関からの情報提供、または市からの要請に応じて連携して相談支援を行った。

例年、関係者を対象としたケア・サポート会議を開催していたが、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催しなかった。

(6) 医療給付

妊娠中毒症等療養援護費支給するものであり、入院治療を必要とする妊産婦に対しする療養援護費を給付し、早期に適切な療養を受けることで重症化を防ぐものである。(給付要件あり)

令和3年度の申請はなかった。

(7) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、治療を受けやすくすることを目的に費用の一部を助成している。令和2年4月に福岡県独自制度が開始し、更に令和3年1月に国の制度改正があり、大幅な制度の見直しが行われた。

令和3年度の申請件数は727件、うち男性不妊の申請は9件であった。

(8) 母子保健関係者会議

母子保健関係者の連絡調整のために、管内市との母子保健担当者会議を開催している。

4 難病対策

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から、指定難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる難病のうち、厚生労働大臣が指定するもの。）にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が開始された。

なお、特定疾患治療研究事業は改正された「特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき、対象疾患を変更して実施している。

(1) 特定疾患治療研究事業

対象疾患及び管内における受給者証交付件数は、下記のとおり。

特定疾患医療受給者証所持者数

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

疾 患 名	管内
スモン	2 人
難治性の肝炎のうち劇症肝炎（※既認定者継続のみ対象）	1 人
重症急性膵炎（※既認定者継続のみ対象）	0 人
合 計	3 人

(2) 特定医療費（指定難病）支給

医療助成の対象となる指定難病は 3 3 3 疾病であったが、令和 3 年 1 1 月 1 日より 6 疾患追加され 3 3 8 疾患に拡大された。

管内の受給者証交付件数は下記のとおりである。（疾患群別に記載）

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 単位：人（令和 4 年 2 月 18 日現在）

疾患群		疾患名	人数	
血液系疾患	60	再生不良性貧血	35	113
	61	自己免疫性溶血液性貧血	6	
	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	
	63	特発性血小板減少性紫斑病	52	
	64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	
	65	原発性免疫不全症候群	9	
	283	後天性赤芽球癆	2	
	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	0	
	331	特発性中心性キャスルマン病	5	
免疫系疾患	40	高安動脈炎	11	547
	41	巨細胞性動脈炎	3	
	42	結節性多発動脈炎	4	
	43	顕微鏡的多発血管炎	34	
	44	多発血管炎性肉芽腫症	10	
	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	15	
	46	悪性関節リウマチ	8	
	47	バージャー病	6	
	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	3	
	49	全身性エリテマトーデス	208	
	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	79	
	53	シェーグレン症候群	32	
	54	成人スチル病	13	
	55	再発性多発軟骨炎	6	
	56	ベーチェット病	49	
	107	若年性特発性関節炎	0	
	266	家族性地中海熱	4	
	300	IgG4 関連疾患	3	
	306	好酸球性副鼻腔炎	59	
内分泌系疾患	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	2	103
	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	9	

	75	クッシング病	2	
	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	23	
	78	下垂体前葉機能低下症	63	
	81	21-水酸化酵素欠損症	2	
	235	副甲状腺機能低下症	1	
	236	偽性副甲状腺機能低下症	1	
代謝系疾患	19	ライソゾーム病	7	43
	20	副腎白質ジストロフィー	1	
	21	ミトコンドリア病	4	
	28	全身性アミロイドーシス	22	
	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	
	171	ウイルソン病	1	
	240	フェニルケトン尿症	4	
	245	プロピオン酸血症	1	
	251	尿素サイクル異常症	1	
	257	肝型糖原病	1	
神経・筋疾患	1	球脊髄性筋萎縮症	7	1, 043
	2	筋萎縮性側索硬化症	32	
	4	原発性側索硬化症	2	
	5	進行性核上性麻痺	48	
	6	パーキンソン病	501	
	7	大脳皮質基底核変性症	21	
	8	ハンチントン病	1	
	10	シャルコー・マリー・トゥース病	3	
	11	重症筋無力症	55	
	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	82	
	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	13	
	15	封入体筋炎	4	
	17	多系統萎縮症	41	
	18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	89	
	22	もやもや病	96	
	23	プリオン病	2	
	24	亜急性硬化性全脳炎	2	
	26	HTLV-1 関連脊髄症	10	
	30	遠位型ミオパチー	1	
	113	筋ジストロフィー	13	
	117	脊髄空洞症	4	
	120	遺伝性ジストニア	2	
	122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う遺伝性びまん性白質脳症	2	
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	
	127	前頭葉側頭葉変性症	4	
	130	先天性無痛無汗症	1	
	131	アレキサンダー病	1	

	133	メビウス症候群	1	
	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0	
	158	結節性硬化症	2	
視覚系疾患	90	網膜色素変性症	30	32
	301	黄斑ジストロフィー	1	
	302	レーベル遺伝性視神経症	1	
循環器系疾患	57	特発性拡張型心筋症	38	56
	58	肥大型心筋症	12	
	208	修正大血管転位症	1	
	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	
	215	ファロー四徴症	1	
	216	両大血管右室起始症	2	
	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	
呼吸器系疾患	84	サルコイドーシス	49	148
	85	特発性間質性肺炎	74	
	86	肺動脈性肺高血圧症	14	
	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	11	
消化器疾患	93	原発性胆汁性肝硬変	49	785
	94	原発性硬化性胆管炎	3	
	95	自己免疫性肝炎	15	
	96	クローン病	233	
	97	潰瘍性大腸炎	481	
	98	好酸球性消化管疾患	3	
	296	胆道閉鎖症	1	
皮膚・結合組織疾患	34	神経線維腫症	13	140
	35	天疱瘡	9	
	36	表皮水疱症	1	
	37	膿胞性乾癬	10	
	38	スティーブンス・ジョンソン症候群	1	
	51	全身性強皮症	67	
	52	混合性結合組織病	26	
	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	9	
	163	特発性後天性全身性無汗症	1	
	166	弾性線維性仮性黄色腫	1	
	167	マルファン症候群	2	
骨・関節系疾患	68	黄色靱帯骨化症	12	189
	69	後縦靱帯骨化症	92	
	70	広範脊柱管狭窄症	17	
	71	特発性大腿骨頭壊死症	54	
	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	3	
	271	強直性脊椎炎	10	
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	
染色体・	165	肥厚性皮膚骨膜炎	1	4

遺 伝 子 疾患	192	コケイン症候群	2	
	227	オスラー病	1	
腎・ 泌 尿 器 系疾患	66	IgA 腎症	21	82
	67	多発性嚢胞腎	33	
	220	急速進行性糸球体腎炎	1	
	222	一次性ネフローゼ症候群	13	
	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	2	
	224	紫斑病性腎炎	1	
	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	11	
耳 鼻 科 系疾患	305	遅発性内リンパ水腫	2	2
合 計			3, 287	3, 287

（３）在宅療養支援事業

筋萎縮性側索硬化症（以下 ALS と略す）を中心とした重症神経難病患者等の在宅での質の高い生活を可能にするため、家庭訪問等の支援を行っている。また、災害時対応を含めた療養環境の整備や訪問看護ステーション、市をはじめとする関係機関の連携体制の構築、在宅ケアに従事する職員の資質向上を図り、相談や患者交流会の実施等にも取り組んでいる。

ア 家庭訪問

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、家庭訪問を行い相談・助言・指導を行っている。

（令和３年度）

期 間	対象者	内 容	件 数
令和３年４月 ～ 令和４年３月	要支援難病患者及び その家族	在宅療養上の相談及び医療福祉 等についての情報提供等	7 (延べ)

イ 在宅療養支援計画策定・評価

家庭訪問等で把握した要支援難病患者の中でもより重症で、多職種による支援が必要な患者について、個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために支援計画の策定や評価を行っている。

（令和３年度）

個別事例会議				
回 数	場 所	対象者	内 容	出席者
3 回	・ 患者自宅 ・ 関係機関等	在宅人工 呼吸器使 用者	・ 医療依存度の高い 在宅難病患者の災害 時避難訓練 ・ 関係機関との災害 対策についての協議	6 ～ 1 5 名/回 内訳：患者・家族、訪問看 護ステーション、管内市、 当所

ウ 医療相談

電話相談（難病ホットライン）や来所相談、指定難病申請手続き時の相談、講演会・交流会時に患者や家族からの相談に応じている。

（令和３年度）

事業名	目 的	対象者	内容及び結果
電話相談 (難病ホットライン 含む)	難病患者・家族、関係者の相談に応じる。	難病患者・家族、及び関係者	随時対応 延 3, 4 1 0 件
難病保健 福祉相談	患者の療養上の不安の軽減を図るため、相談事業を実施する。	難病患者及び家族	特定疾患受給者証交付時や継続申請時等、随時来所相談を受けている。

エ 難病ボランティアとの協働

地域で生活する難病患者を支えるために育成したボランティアに、特定疾患継続申請手続き時や所内で開催する交流会等で、会場内での補助を担ってもらっているが、令和３年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、交流会を開催できずボランティア活動の募集をしなかった。

オ 筑紫難病対策地域協議会

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、筑紫地区における難病対策のあり方や体制の整備等について協議するため、平成２７年度から開催している。

開催日	場 所	参加機関	内 容
令和４年 ３月２３日	福岡県職員研修所	医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、筑紫地区介護支援専門員連絡協議会、訪問看護ステーション、社会福祉協議会、市、ハローワーク、福岡県難病医療連絡協議会	・医療依存度の高い難病患者の災害時支援について ・難病患者支援事業について

（４）小児慢性特定疾病に関する支援

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

従来、小児慢性特定疾患に罹患している１８歳未満（必要時２０歳到達前まで延長）の患児保護者に対し、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し、５１４疾患に対し医療費の負担軽減を図っていた。

平成２６年度５月３０日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、児童福祉法の改正に従い、平成２７年１月１日より新たに小児慢性特定疾病対策として対象疾病が拡大され、令和元年７月１日からは７６２疾病、令和３年１１月１日より７８８疾病となっている。

イ 医療、療養相談

患者の家族等の不安や日常生や療養上の悩みなどについて、面接相談、電話相談を実施している。

(令和4年3月1日現在)

対 象 者	内 容	申請件数 (新規)	面接相談 件数	電話相談 件数
18歳未満 (20歳到達前まで延長可)	医療費の公費負担 申請等について	65	617	264

ウ ピアカウンセリング

小児慢性特定疾病児の親等は、病気の不安や日常生活を送るうえでの悩みを抱えていることが多い。

福岡ブロックを実施単位として、専門スタッフによる助言・相談を行うことにより、親等の不安軽減に努め、ひいては小児慢性特定疾病児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に開催している。

(令和3年度)

実施月日	実施場所	参加対象者	内容
12月1日	糸島保健福祉 事務所	保護者3名 医療・福祉関係者 1名	慢性疾患をもつ子どもへの支援について

エ 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数

単位：人 (令和3年10月1日現在)

疾患群 No	疾患群名	受給者数
01	悪性新生物	55
02	慢性腎疾患	49
03	慢性呼吸器疾患	15
04	慢性心疾患	61
05	内分泌疾患	143
06	膠原病	7
07	糖尿病	31
08	先天性代謝異常	18
09	血液疾患	15
10	免疫疾患	13
11	神経・筋疾患	38
12	慢性消化器	46
13	染色体・遺伝子	15
14	皮膚疾患	0
15	骨系統疾患	2
16	脈管系疾患	1
		509

オ レスパイト支援事業

小児在宅医療が推進されることを目的に、在宅で療養中の小児慢性特定疾病医療費助成事業を受けている患儿が、介護する家族の休養等で一時的に在宅での療養が困難になった場合に実施主体が委託している医療機関へ一時入院できるように支援する「小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業」を実施している。

(令和3年度)

対象者要件	承認者数 (申請者数)
小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方 (1) 福岡県に住所を有する児童等 (2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等、または医療受給者証において重症患者認定を受け、次のいずれかの状態にある児童等 ア 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している イ 気管切開を行っている ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している(概ね1日に8回以上) (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校事業等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等	8名 (8名)

5 原子爆弾被爆者援護事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳等交付申請、一般疾病医療費支給申請、諸手当支給認定申請、一般疾病医療機関指定申請、年2回の定期健康診断等に関する事務を行っている。

(1) 被爆者手帳等所持者数

単位：人 (令和4年1月31日現在)

被爆者手帳所持者数	第一種健康診断 受診者証	第二種健康診断 受診者証
503	0	22

(2) 各種手当受給者数

単位：人 (令和4年1月31日現在)

医療特別手当	特別手当	健康管理手当	保健手当	介護手当	家族介護手当
23	14	415	16	1	1

(3) 原爆被爆者健康診断受診者数

単位：人 (令和3年度)

一般検査	がん検査
113	64

6 肝炎インターフェロン治療費等助成制度

平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成26年度からインターフェロンフリー治療に対する医療費の一部助成を行っている。

また、平成27年11月から肝炎ウイルス検査の結果が陽性者の方に対しては初回精密検査費用、肝炎ウイルスが原因の慢性肝炎・肝硬変・肝がんの方には定期検査費用の助成を行っている。これについては、平成29年度より自己負担額が減額となるなど一部改正された。

加えて、平成30年12月より、肝がん・重度肝硬変に伴う入院医療費についても、医療費の一部助成を行っており、令和3年4月より、外来医療費についても、医療費の一部助成の対象となった。

(1) 肝炎インターフェロン治療費助成制度 申請状況

(令和4年3月末)

年度	種別	申請件数	医療受給者証交付件数 (3月末交付分)	6ヶ月延長 申請件数
令和元	インターフェロン	69	81	0
	核酸アナログ新規	29	31	
	核酸アナログ更新	306	301	
令和2	インターフェロン	50	48	0
	核酸アナログ新規	17	21	
	核酸アナログ更新	168	320	
令和3	インターフェロン	49	45	0
	核酸アナログ新規	33	25	
	核酸アナログ更新	302	297	

(2) 初回精密検査費用及び定期検査費用助成制度 申請状況

(令和4年3月末)

年度	申請件数	
令和元	初回精密検査費用助成	6
	定期検査費用助成	55
令和2	初回精密検査費用助成	4
	定期検査費用助成	54
令和3	初回精密検査費用助成	4
	定期検査費用助成	56

(3) 肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成制度 申請状況

(令和4年3月末)

年度	申請件数	
令和元	参加証交付申請	1
令和2	参加証交付申請	0

令和 3	参加証交付申請	4
------	---------	---

7 在宅医療推進事業

「誰もが安心して望む場所で療養できる地域づくり」を目指し、平成22年10月1日より「筑紫地域在宅医療支援センター」（以下、センターと略す）を設置し、在宅医療・介護の相談に対応するとともに、在宅療養を支援する体制の構築を図るための事業を実施している。

(1) 筑紫地域在宅医療推進協議会

令和4年3月（新型コロナウイルス感染症の流行により書面開催）

委 員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、市（高齢者支援主管課・健康主管課）、医師会在宅医療介護連携支援センター

内 容 1) 議事

令和3年度の取り組みについて

2) 令和3年度 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院・在宅時総合管理料および施設入居時等医学総合管理料届出施設調査結果について

(2) 患者・家族向け総合相談及び医療従事者向け相談

随時、電話相談や来所相談に対応し、必要時は保健師等による家庭訪問を実施。

(3) 研修会の開催

ア 訪問看護ステーションスキルアップ研修会

開催日：令和3年11月22日（月） 14：00～16：30

場 所：オンライン開催

出席者：24人

内 容：講演及びワークショップ

・ACP と訪問看護の役割

・もしバナゲームを活用した ACP ワークショップ

講 師：医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院 患者サポート室

訪問看護認定看護師 羽根田 俊子 氏

研修補助：糸島メディカルカフェ 小畑 麻乙 氏

イ 在宅医療推進従事者研修

新型コロナウイルス感染症の流行により開催なし

ウ 訪問看護ステーション連絡会

日 時	内 容
第1回 令和3年11月22日(月) 14：00～16：30	※訪問看護ステーションスキルアップ研修会と同時開催
第2回	※新型コロナウイルス感染症のため中止

エ 訪問看護ステーション調整会議

訪問看護ステーション連絡会の円滑な運営に向けて、訪問看護ステーション連絡会代表者による調整会議を開催。今年度は7月と1月に開催。

(調整会議メンバー 7名)

筑紫地区代表訪問看護事業所代表者 4名

筑紫地区訪問看護のつどい代表訪問看護事業所代表者 2名

福岡県訪問看護ステーション連携強化事業受託訪問看護事業所代表者 1名

オ 訪問看護ステーション連携強化事業 看護ケア情報について

対象事業所 51ヵ所(令和3年11月1日現在)

内 容 訪問看護ステーションの体制、対応可能な医療処置、対象者等の情報を把握し、ステーション間で共有することで、事業所間の連携を促し、24時間・365日対応体制の整備を促進することを目的に看護ケアに関する調査を実施した。

(4) 地域ケア会議

ア 自立支援型地域ケア会議

助言者またはオブザーバーとして保健師、管理栄養士が出席した。

出席回数	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市
地域ケア会議	1回	1回	1回	1回	1回
助言者連絡会議	0回	0回	0回	0回	0回

イ 地域ケア会議実務者会議

目的 管内各市における地域ケア会議の円滑な推進のために、地域ケア会議の実施体制について、情報交換・情報共有することを目的に開催。

開催日 新型コロナウイルス感染症流行により、開催なし。

(5) 普及啓発(出前講座)

実施なし

(6) 調査事業

筑紫地域の高齢者施設における看取りの実態や課題を把握し、今後の取り組みを検討することを目的として、高齢者施設看取り調査を実施。結果は筑紫地域在宅医療推進協議会にて報告。

①方法 法 自記式アンケート調査

②配布及び回収方法 アンケート調査用紙を郵送し、FAXにて回収

③対象施設 管内に所在する高齢者施設 合計161ヵ所

④調査時期 令和3年10月中旬～11月中旬

⑤回収率 74.5%(120/161施設)

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

平成30年4月より県内各在宅医療支援センターに在宅医療・介護連携支援員を配置し、市町村との在宅医療・介護連携の推進を図るための事業を実施している。

ア 管内市と筑紫医師会、関係団体との連携会議への参画

①筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議に委員として年4回出席

②筑紫野市地域包括ケア推進会議 在宅医療・介護連携部会に委員として年1回出席

イ 地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討

①筑紫医師会在宅医療介護連携支援センターとの情報交換・意見交換、個別相談会同席による現状・ニーズ把握

②市との情報交換・意見交換（ヒアリング）による現状・ニーズ把握

③在宅医療・介護に関するデータの分析・提供

精神保健係

1 精神保健医療福祉

当所では、精神保健福祉センター・市・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行っている。

(1) 管内精神科病院の入院者数（精神科病院月報より：各年度3月末現在）（単位：人）

年度	管内病床数	措置入院者数	医療保護入院者数	任意入院者数	その他入院者数	入院者数
平成30	1,311	7	649	441	8	1,105
令和元	1,311	10	638	432	12	1,092
令和2	1,311	4	668	402	10	1,084
令和3	1,311	6	670	370	8	1,054

*その他は、応急入院者、他県の措置入院者、一般入院者（法以外者）鑑定留置等による入院者

(2) 精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）

精神障がい者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

また、通院による精神科医療を継続的に要する方に対しては、障がい者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援医療（精神通院）により、都道府県及び指定都市がその医療に関する費用の一部について、公費負担を行っている。なお、申請の受付は市町村が窓口となっている。

(3) 精神科病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、人権に配慮した適正な精神科医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、管内6か所の精神科病院に対して精神科病院実地指導を行っている。

なお、同法に基づき、福岡県精神科病院実地指導要領が作成されており、実地指導を行っている。

(4) 申請・通報・届出等に関する対応

令和3年度申請・通報受理件数（単位：件）

内 訳	22条申請	23条通報	24条通報	25条通報	26条通報	26条の2届出	計
実件数	0	31	8	0	5	0	44

*診察及び保護の申請（法22条）、警察官の通報（法23条）、検察官の通報（法24条）

保護観察所の長の通報（法25条）、矯正施設の長の通報（法26条）

精神科病院管理者の届出（法26条の2）

令和３年度措置診察の実施状況

(単位：件)

申請・通報 受理件数	措置診察 不要	措置診察の状況		緊急措置診察の状況		
		措置入院	措置入院 不要	緊急措置 診察実施	左のうち 緊急措置入院	左のうち 措置入院
44	19	12	0	13	10	7

(５) 入院患者の現地診察

措置入院者及び医療保護入院者の病状を把握するとともに適正な入院形態や人権を尊重した処遇を確保するために、県知事が指定する精神保健指定医による現地診察を実施している。新規措置入院者の入院後３ヶ月経過時（随時）や管内精神科病院実地指導時（年１回）に実施している。

令和３年度現地診察実施状況

(単位：件)

措置入院者	医療保護入院者	任意入院者	計
15	18	1	34

(６) 精神保健福祉相談

本人だけでなく家族や関係者からの多様な相談に対して、毎週水曜日に専門医師による精神保健福祉相談を行っている。同時に、思春期やアルコール問題についても定例相談を実施している。また、日常的に保健師による電話・来所相談も行っている。

ア 市町別 相談件数（定例相談、定例外相談の来所者・訪問・電話相談）

(単位：件)

年度	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	管外・不明	計
平成３０	474	516	406	207	123	183	1,909
令和元	447	485	360	439	135	213	2,079
令和２	230	446	389	122	40	206	1,433
令和３	292	363	358	92	31	149	1,285

令和３年度の電話相談は８３６件、来所相談は１９１件であった。

電話相談は、問題解決の糸口として大きな役割を果たしていると考えられる。

イ 分類別 相談件数（定例相談、定例外相談の来所者）

(単位：件)

年度	一般相談	老人精神	アルコール	思春期	その他	計
平成３０	142	5	23	23	49	242
令和元	123	1	46	18	32	220
令和２	49	0	31	8	19	107
令和３	89	2	36	23	41	191

令和３年度の定例相談は６６件、定例日以外の来所相談は１２５件であった。

(7) 訪問指導

生活の場である家庭等を訪問し、治療継続支援等を行いながら、対象者や家族が地域生活を維持できるよう、関係機関等と連携し対応している。

令和3年度訪問指導件数

(単位：件)

区分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	管外	計
実数	27	20	14	15	4	10	90
延数	66	88	36	43	11	17	261

2 精神障がい者社会復帰促進事業

保健・医療・福祉等の関係機関が連携して精神障がい者に対する充実した支援体制を構築するとともに、地域で安定した生活を希望する精神障がい者への障がい福祉サービスの提供を関係機関が協力して行うことにより、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

(1) 事業方針

精神障がい者の地域移行を推進するため、精神科病院の退院支援と地域支援の有機的な連携を構築する。

(2) 事業内容

ア 精神障がい者地域支援関係機関会議

開催日：令和3年12月27日

場 所：筑紫総合庁舎 第2会議室

参加者：管内市障害福祉担当係の担当及び係長等 15名

内 容：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議

イ 自立支援協議会（市の福祉部門）への参画

筑紫地区地域自立支援協議会の全体会、連絡会、各市ネットワーク会議、地域連携部会に出席している。

ウ 就労支援

個別支援の中で、就労や就労のための訓練を希望する相談者に対し、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターちくしの紹介等を行っている。

エ ケース会議及びサービス調整等に関する会議

困難事例等について、当所主催でケース会議を行っている。また、市の障がい福祉関係機関会議（自立支援協議会）、生活困窮者自立支援事業支援調整会議・要保護児童対策協議会実務者会議、病院主催のケース会議や医療観察法のケア会議等に参加し、支援を行った。

(令和3年度)

	支援対象者数		開催回数
	実人数	延人数	
ケース会議（当所主催）	12	12	12
医療観察法ケア会議	5	10	10
その他関係機関主催支援会議	10	12	12
計	27	34	34

オ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組状況に係る市町村ヒアリング

精神障がい者を地域で支えるためには、保健・医療・福祉の連携や地域支援体制の構築を図っていくことが重要であり、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、市町村をはじめとした関係機関における包括的かつ継続的な連携支援体制の確保が求められる。令和3年度は構築に向けた取組について、現在の市の取組状況と今後の方針を確認するため、各市にヒアリングを実施した。

3 精神障がい者地域定着推進事業

(1) 処遇プラン普及事業

平成25年度から平成27年度にモデル事業として実施した成果として、統合失調症患者を対象に症状悪化時における各支援機関の対応方法を記した処遇プランを集積し「精神障がい者地域定着推進事業処遇プラン事例集」として平成28年11月に県が作成した。今後は支援機関に対し処遇プランの普及に努める。

(2) こころの健康手帳活用事業

精神障がい者が主体的に安定した地域生活を継続でき、精神障がい者自らが今後の目標を持ち、希望する支援が受けられることを目的として「こころの健康手帳」を平成28年11月に県が作成した。この「手帳」は、平成28年度から平成30年度までのモデル事業として、保健所が支援機関等と協力して対象者を選定し活用を図るものである。筑紫地区においては筑紫地区地域自立支援協議会地域連携部会が作成している「私らしい暮らしの手帳」を先行して普及しているため、対象者の希望にあわせて「こころの健康手帳」と「私らしい暮らしの手帳」を対象者が選択できるよう普及に努めている。

4 精神障がい者訪問指導体制強化事業

保健師の訪問活動等を通して、医療機関受診が困難である等、精神科医の判断が必要と考えられる者に対して、精神科医が同行訪問し、専門的見地から本人・家族に助言を行うものである。今年度の実施事例はなかった。

5 精神障がいのある人の退院後支援

平成30年3月に厚生労働省から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出されたのをうけ、福岡県では平成30年9月に「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」を定めて運用している。

(1) 実施内容

原則、措置入院者（緊急措置入院を含む）のうち、退院後支援に関する計画に基づく支援を受けることに同意した者を保健所長の判断により対象とし、「退院後支援に関する計画」を作成する（以下、「計画」とする）。「計画」は、原則、支援対象者の退院後の帰住先保健所が主体となって作成し、支援期間は原則6ヶ月である。

「計画」は措置入院者が退院後の地域生活を送る上で必要な支援を適切かつ円滑に受けることができるようにするため、自治体で作成する計画であり、本人のニーズに応じて必要な退院後の医療、障がい福祉サービス、介護その他の支援を調整し、計画を作成するもので、作成にあたっては、原則として、医療その他の支援関係者が参加する会議を開催する。

作成した「計画」は本人及び支援関係者に交付及び通知し、支援関係者で「計画」に基づいた支援を実施する。

(2) 令和3年度実施状況

内 容	人 数
措置入院者数（緊急措置入院のみを含む）（※）	25人
計画作成に同意するかどうか本人に確認を行った人数（※）	22人
計画作成に同意が得られた人数	13人
計画交付済みの人数	8人
計画作成中的人数	0人
計画に基づく支援を終了した人数	10人

※他保健所取扱い含む

6 自殺対策事業

平成24年以降、年間自殺者数が3万人を下回ったが、依然として深刻な状態であることから、筑紫地区の関係機関が効果的に連携し、地域住民のこころの健康維持・向上を図り自殺を予防してきた。

(1) 人材養成

ア ゲートキーパーセミナー

年月日	場所	参加者	内 容
令和3年10月 8日	筑紫総合庁舎	中村学園大学 栄養士実習生7名	自殺対策ゲートキーパーについて
令和3年12月21日	筑紫看護高等専修学校	筑紫看護高等専修学校 学生34名	

イ 福岡県自殺未遂者支援研修

福岡ブロック内の保健所（筑紫・糸島・粕屋）において輪番で開催している。今年度は当所が担当保健所として開催。感染拡大防止のため、ハイブリッド形式での開催とした。

日時：令和4年2月25日（金）14：00～16：00

場所：Webex Meeting によるオンライン／大野城まどかぴあ303会議室

演題：自殺の危険からみた自殺予防の基礎

～事例のリスク評価の方法を中心に～

講師：福岡大学医学部精神医学教室 講師 衛藤暢明氏

参加人数：22名（救急告示病院、精神科病院、市町職員等）

（2）普及啓発の強化

ア 庁舎内ロビーにグッズ設置

令和3年9月の自殺予防週間及び令和4年3月の自殺対策強化月間において、当事務所ロビーにポスター・チラシ・ウェットティッシュなどを設置した。

イ 管内5大学のキャンパスにグッズ設置

日時：令和4年3月（自殺対策強化月間）

対象：筑紫女学園大学、九州情報大学（太宰府キャンパス）、福岡国際大学
日本経済大学（福岡キャンパス）、九州大学（筑紫地区）

内容：キャンパス内に、自殺対策グッズの設置を依頼した。

（3）地域での自殺対策の協議

ア 筑紫地区自殺対策関係機関連絡会議の開催

精神保健福祉部会と同時開催しているが、今年度は感染拡大防止のため、書面開催とした。

a 令和2年度事業報告について

b 令和3年度重点事業について（自殺対策について）

c 参考資料：自殺者数等統計

イ 実務担当者会議の開催

各市自殺対策担当者間で、意見交換や情報共有を行い、連携を図ることを目的として、実務担当者会議を開催している。

日時：令和3年12月23日

内容：a 自殺対策に関する情報交換（コロナ禍における取り組み等）

b 自殺のハイリスク者支援に関する調査について（筑紫地区における自殺のハイリスク者支援推進のため、参加者に協力依頼。）

7 アルコール依存症対策事業

市や関係団体と協力し、依存症患者及び家族の相談や支援を行うと共に、適正飲酒とアルコール依存症についての知識の普及に努めている。今年度は地域に出向き出前

講座を行った。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下のため、2団体は中止・延期とした。

(1) アルコール出前講座

開催日	場 所	参加者	内 容
令和3年12月21日	筑紫高等看護専修学校	34名	講演 適正飲酒について

(2) 自助グループの定例会等への参加

各団体の定例会等へ参加し、活動の情報交換を実施している。今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、これまでに定例会に参加したことがある団体の定例会には参加せず、代表者と面接や電話等でヒアリングを実施。

自助グループ支援（ヒアリング・参加日時順）

自助グループ名	実施日	場 所	内 容
大野城断酒友の会	令和3年7月14日	大野城市社会福祉協会	例会参加 22名

(3) 中小企業への減酒支援（飲酒行動改善促進事業）

管内の中小企業で減酒指導を実施。新型コロナウイルス感染予防のため健康教育の実施が難しいところには適正飲酒関連パンフレットを郵送し、社内指導で活用していただくよう依頼した。

実施日	場 所	対象事業所	講話内容	講 師
令和3年 7月29日	筑紫野市	県立福岡視覚特別 支援学校 40名	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師
令和3年 7月30日	筑紫野市	(株)九電工 80名	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師

(4) アルコール依存症に関する講話

太宰府市の関係機関等を対象に、おおりん病院の臨床心理士と精神保健福祉士と自助グループの代表の方より講話と自助グループや自身の体験について紹介。

日 時：令和3年12月2日（木） 15：00～17：00

場 所：太宰府市総合福祉センター

対象者：31名

（断酒会2名 相談支援事業所3名 市役所25名 社会福祉協議会1名）

(5) 適正飲酒指導（知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導）

平成24年3月に「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」が制定され、3年後の見直しとして平成27年3月に条例が改正されたことにより、飲酒運転対策がさらに強化された。改正内容として、平成27年9月21日以降に、初回の飲酒運転違反者として検挙された者は、受診義務として「指定医療機関による診察」もしくは「知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）」を受ける義務が課せられた。

目的は、初回の飲酒運転違反者を対象に「適正飲酒指導」を実施し、飲酒行動の問題に気づかせ、アルコール健康障害についての知識を提供することにより、再犯の防止を促すと共に、アルコール健康障害の予防及び早期発見に資する機会とするものである。

開設日	令和3年度来所者数	居住地	医療機関紹介者
毎月第3木曜日 10:00～12:00	27名	管内 21名 管外 6名	1名

8 普及啓発活動

地域住民のこころの健康づくりの推進や、精神障がい者への理解を深め偏見をなくし、共に生活できる地域づくりを目的として講演会を開催している。

(1) 精神保健福祉講座（当所主催）

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見送った。

(2) 精神保健福祉講演会（市と共催）

年月日	場 所	参加者	テーマ	講 師
令和3年 12月5日	那珂川市 福祉センター	一般住民 等 28名	「飲んでも飲まれる な！お酒との上手な 付き合い方」	福岡県立精神医療セン ター 太宰府病院 佐藤 伸一郎医師

9 精神障がい者等援助事業

(1) 精神障がい者家族会支援

精神障がい者家族会の支援として、定例会に参加し必要に応じて助言を行っている。令和3年度、家族会主催で実施する「精神保健福祉家族講座」は、感染拡大防止のため実施せず。

(2) 高次脳機能障害支援事業

保健医療介護部健康増進課において、高次脳機能障害に関する相談支援体制の充実や関係者による連携会議、研修会等に取り組んでおり、当所は研修会等に参加し、支援体制を整えている。

保健衛生課

食品衛生係

1 食品衛生

食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例及び福岡県ふぐ取扱条例に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品営業関係施設や学校、病院等の集団給食施設の監視指導、食品及び食品添加物の収去検査業務等を行っている。

営業許可・届出施設数は下記（１）のとおり（※）で、営業者に対する食中毒予防講習会のほか食品衛生責任者等に対する講習会を実施し、食品衛生に関する知識の普及に努めている。

また、食品衛生広域専門監視班設置運営要綱により、平成９年４月から当所に食品衛生広域専門監視班（以下「広域専門監視班」という。）が設置され、筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉（環境）事務所管内にある同要綱で規定された特定業種及び流通拠点等（下記（８）（※））の監視指導等の業務を行っている。

さらに、平成２９年４月１日施行された福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、食品の安全・安心の確保に努めている。

一方、筑紫食品衛生協会の育成指導を行い、特に協会の食品衛生指導員による施設の衛生指導等、自主衛生管理体制の確立を推進し食品の安全確保に努めている。

なお、消費者に対して食品の安全性等に関する正しい情報を伝えるため、講習会の開催やパンフレット・市町広報紙等を積極的に利用するなど啓発活動を実施している。

※ 平成３０年６月１３日に公布された「食品衛生法の一部を改正する法律」により食品の営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設が行われた。改正法施行前に許可を受けている営業者や届出対象の区分の営業を行っている営業者へは、新たな制度の許可の取得等について経過措置が設けられているため、現在は一時的に、法改正前・後両方の区分の営業者が存在している。

（１）市町村別の許可・届出施設数（特殊形態営業は除く）

<食品衛生法改正前の区分による許可施設数>

（令和３年度末）

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	合 計
飲食店営業	660	529	543	335	317	2,384
喫茶店営業	9	0	0	0	0	9
菓子製造業	73	53	69	76	50	321
あん類製造業	0	0	0	1	0	1
アイスクリーム類製造業	3	0	0	1	2	6
乳処理業	0	0	0	1	0	1
乳製品製造業	1	0	1	0	1	3
食肉販売業	28	22	29	15	14	108
食肉処理業	5	0	6	6	5	22
食肉製品製造業	0	0	1	0	1	2
魚介類販売業	24	22	15	8	16	85
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍冷蔵業	2	3	14	9	8	36
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	1	1
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0

みそ製造業	3	1	0	1	0	5
しょうゆ製造業	1	0	0	2	1	4
ソース類製造業	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	1	0	0	0	0	1
豆腐製造業	1	0	0	1	1	3
納豆製造業	0	0	0	1	0	1
乳酸菌飲料製造業	1	0	1	1	0	3
めん類製造業	4	3	8	6	1	22
そうざい製造業	12	7	10	9	18	56
かん詰びん詰食品製造業	3	1	2	0	0	6
添加物製造業	0	0	0	0	1	1
食用油脂製造業	1	0	1	0	2	4
計	832	641	700	473	439	3,085

<食品衛生法改正後の区分による許可・届出施設数>

区 分		筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	合 計
許 可	飲食店営業	160	135	31	93	16	435
	調理の機能を有する自動販売機	0	0	1	0	0	1
	食肉販売業	6	5	3	5	2	21
	魚介類販売業	7	3	1	4	1	16
	魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
	集乳業	0	0	0	0	0	0
	乳処理業	0	0	0	0	0	0
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
	食肉処理業	0	1	1	1	1	4
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
	菓子製造業	25	27	14	25	9	100
	アイスクリーム類製造業	1	1	0	1	0	3
	乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	0	0	0	0	1	1
	食肉製品製造業	0	0	0	1	0	1
	水産製品製造業	1	0	0	1	0	2
	氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
	液卵製造業	1	0	0	0	0	1
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0
	みそ又はしょうゆ製造業	4	0	0	0	0	4
	酒類製造業	0	0	0	0	0	0
	豆腐製造業	0	0	0	0	0	0
	納豆製造業	0	0	0	0	0	0
	麺類製造業	1	0	1	0	3	5
	そうざい製造業	12	6	3	5	2	28
	複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0
	冷凍食品製造業	2	0	4	1	1	8
	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
	漬物製造業	4	0	0	0	0	4

	密封包装食品製造業	3	1	0	0	0	4
	食品の小分け業	4	0	0	1	0	5
	添加物製造業	0	0	0	0	0	0
	小計	231	179	59	138	36	643
届出	販売業	373	302	421	358	200	1,654
	製造・加工業	10	9	8	8	4	39
	集団給食施設	24	14	21	29	24	112
	その他	11	1	8	1	2	23
	小計	418	326	458	396	230	1,828
計		649	505	517	534	266	2,471

(2) 新規・更新許可等件数 (令和3年度)

区 分	許可 (法)		許可 (県条例)		届出 (法)	合 計
	新 規	更 新	新 規	更 新	新 規	
件 数	824	0	0	—	891	1,715

※1 法改正前の許可の有効期間が満了した施設が継続して営業する場合、改正後の新制度による許可を取得する必要があるため、当該件数は更新ではなく新規に計上している。

※2 県条例に基づく許可の制度は令和3年5月31日で廃止されたため、令和3年4～5月について計上している。

(3) 講習会・衛生教育実施状況 (令和3年度)

区 分	食中毒予防講習会	衛生教育	合 計
実施回数	5	0	5
参加人員	373	0	373

(4) 食中毒発生状況

令和3年の福岡県における食中毒の発生状況は発生件数28件、患者数130人（うち死者0名）である。

当所管内での発生状況は発生件数0件、患者数0人である。

(5) 食品苦情 (令和3年度)

区 分	有症苦情	異物混入	異臭・腐敗・カビ	その他	合 計
件 数	25	21	4	32	82

※ 表中区分に対応する営業者からの報告等についても計上。

(6) 食品の収去検査状況（検体数） (令和3年度)

食 品 種 類	筑 紫	専門監視班	合 計	不 適 数
そうざい	65	9	74	2
弁当類	6	4	10	1
魚介類及びその加工品	4	22	26	0
肉、卵類及びその加工品	4	38	42	0
乳及び乳製品等	0	2	2	0
乳類加工品	0	0	0	0
アイスクリーム類、氷菓	3	11	14	1
めん類	11	3	14	0

野菜類及びその加工品	2	4	6	0
菓子類	6	13	19	1
清涼飲料水	0	5	5	0
酒精飲料	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0
水	0	0	0	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0
かん、びん詰め食品	0	0	0	0
冷凍食品	4	20	24	0
その他の食品	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	105	131	236	5

不適数：成分規格不適合及び福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合の合計

(7) 広域専門監視班監視対象施設数

＜食品衛生法改正前の区分による施設数＞

(令和3年度末)

業種・種類		筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	合計
特 定 業 種	乳処理業	1	0	2	0	3
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	3	1	3	1	8
	魚肉練り製品製造業	0	2	4	8	14
	缶詰、瓶詰食品製造業	6	7	2	6	21
	あん類製造業	1	0	0	2	3
	アイスクリーム類製造業	7	3	6	3	19
	食肉製品製造業	2	10	7	4	23
	乳酸菌飲料製造業	3	0	1	0	4
	食用油脂製造業	3	3	1	2	9
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
	添加物製造業	1	5	0	1	7
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	1	5	6	2	14
	飲食店営業（大量調理施設）	0	11	0	1	12
	菓子（パンを含む）製造業（卸）	13	16	5	8	42
	食品の冷凍又は冷蔵業	10	31	7	7	55
	食肉処理業	2	8	2	1	13
	みそ製造業	0	1	0	0	1
	醤油製造業	0	2	0	0	2
	ソース類製造業	1	3	1	0	5
	酒類製造業	0	0	0	0	0
	豆腐製造業	0	0	1	0	1
	納豆製造業	0	0	0	0	0
	めん類製造業	4	5	0	0	9
	そうざい製造業	15	42	6	16	79
	氷雪製造業	0	0	0	0	0

その他	3	23	5	5	36
合 計	76	178	59	67	380

<食品衛生法改正後の区分による施設数>

業種・種類		筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	合 計
特 定 業 種	乳処理業	0	0	0	0	0
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	菓子製造業（卸又はあん類製造）	4	4	0	2	10
	アイスクリーム類製造業	3	1	0	3	7
	乳製品製造業	0	1	1	0	2
	清涼飲料水製造業	1	1	0	0	2
	食肉製品製造業	1	2	1	0	4
	水産製品製造業	2	5	3	21	31
	食用油脂製造業	0	1	0	1	2
	そうざい製造業（卸）	3	5	1	0	9
	密封包装食品製造業	3	2	2	3	10
	添加物製造業	0	2	0	0	2
	大規模事業場	0	0	0	0	0
	複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
	その他	2	6	4	2	14
流 通 拠 点 等	水産物市場	0	0	0	1	1
	青果物市場	0	0	0	1	1
	大規模小売店舗	14	10	1	7	32
	集積センター	1	5	0	2	8
合 計		34	45	13	43	135

（８）広域専門監視班監視件数

（令和３年度）

業 種 区 分	筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	計
許可業種	123	234	70	53	480
流通拠点等	6	6	1	7	20
その他の業種	8	16	7	4	35
合 計	137	256	78	64	535

（９）総合衛生管理製造過程承認状況

（令和３年度末）

種 別		筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	計
乳・乳製品	施設数	1				1
	承認件数	1				1
食肉製品	施設数		1			1
	承認件数		1			1
合 計	施設数	1	1			2
	承認件数	1	1			2

承認食品	乳・乳製品	牛乳
	食肉製品	加熱食肉製品（包装後加熱・加熱後包装）

生活衛生係

1 動物管理

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。当所では管内各市の協力のもと、放し飼い等不適切な飼養者に対する計画的な巡回指導及び野犬の捕獲を行い、狂犬病の予防並びに咬傷事故等の発生防止に努めている。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、やむを得ず飼えなくなった犬・猫の引き取りを行っている。

その他、管内市、地元獣医師会及び動物愛護推進員と協力し、「犬・猫の正しい飼い方の啓発」や「動物愛護教室」を開催するなどの動物愛護推進事業を行っている。

(1) 畜犬登録及び狂犬病予防注射頭数

年度 市名	令和元		令和2		令和3	
	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数
筑紫野市	4,924 (383)	3,261	4,897 (523)	3,430	4,663 (460)	3,594
春日市	4,328 (335)	3,003	4,372 (426)	3,153	4,397 (468)	3,157
大野城市	4,152 (344)	2,720	4,189 (415)	2,779	4,006 (384)	2,905
太宰府市	3,329 (266)	2,348	3,338 (256)	2,313	3,330 (279)	2,400
那珂川市	2,579 (182)	1,870	2,510 (215)	1,740	2,474 (239)	1,857
計	19,312 (1,510)	13,202	19,306 (1,835)	13,415	18,870 (1,830)	13,913

()内は新規登録

(2) 捕獲犬頭数及び返還犬頭数

年度 市名	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
筑紫野市	11 (10)	3 (3)	5 (1)	3 (1)	5 (5)
春日市	7 (6)	9 (8)	4 (4)	2 (1)	1 (1)
大野城市	6 (5)	6 (1)	8 (8)	0 (0)	4 (2)
太宰府市	3 (3)	3 (2)	7 (7)	2 (2)	2 (2)
那珂川市	6 (4)	9 (2)	0 (0)	1 (0)	4 (3)
計	33 (28)	30 (16)	24 (20)	8 (4)	16 (13)

()内は返還犬頭数

(3) 被咬傷者数及び咬傷犬頭数

年度 市名	平成 29		平成 30		令和元		令和 2		令和 3	
筑紫野市	3	(3)	1	(1)	4	(4)	1	(1)	3	(3)
春日市	0	(0)	1	(1)	1	(1)	1	(1)	5	(5)
大野城市	5	(5)	4	(3)	1	(2)	4	(4)	3	(3)
太宰府市	3	(3)	1	(2)	0	(0)	4	(4)	5	(5)
那珂川市	2	(2)	4	(4)	4	(4)	2	(2)	1	(1)
計	13	(13)	11	(11)	10	(11)	12	(12)	17	(17)

()内は咬傷犬頭数

(4) 飼えなくなった犬・猫の引取頭数(法第35条第1項)

年度 市名	平成 29		平成 30		令和元		令和 2		令和 3	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	2	17	18	3	0	0	0	0	0	0
春日市	1	0	6	1	12	2	0	0	0	0
大野城市	2	6	2	5	3	7	0	0	0	0
太宰府市	23	5	2	0	1	0	4	1	0	3
那珂川市	2	18	0	1	0	0	0	0	0	1
計	30	46	28	10	16	9	4	1	0	4

(5) 所有者不明(警察署等からの引取り)の犬・猫の頭数(法第35条第3項)

年度 市名	平成 29		平成 30		令和元		令和 2		令和 3	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	16	42	7	14	8	15	3	1	4	4
春日市	13	13	8	29	2	17	7	1	1	0
大野城市	9	33	7	20	3	7	7	15	10	1
太宰府市	5	8	4	13	13	7	2	6	3	11
那珂川市	11	13	10	15	8	6	4	5	2	4
管外		2	1	4		0	5	0	0	0
計	57 (37)	111 (5)	37 (20)	95 (3)	34 (24)	57 (2)	23 (16)	28 (0)	20 (13)	20 (1)

()内は返還頭数

(6) 負傷犬・猫の収容頭数

年度 市名	平成 29		平成 30		令和元		令和 2		令和 3	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	2	4	2	3	4	3	0	4	1	7
春日市	0	7	2	8	0	5	2	6	1	7
大野城市	1	3	2	9	0	9	1	13	1	6
太宰府市	0	8	5	5	3	6	1	4	1	1
那珂川市	0	2	0	3	1	5	3	6	0	5
計	3 (1)	24 (1)	11 (8)	28 (0)	8 (5)	28 (1)	7 (4)	33 (1)	4 (3)	26 (1)

()内は返還頭数

(7) 実施した愛護事業

事業	回数等	開催場所等
動物愛護フェスティバル	1 回	だざいふ遊園地
老犬との暮らし方セミナー	2 回	春日市、大野城市

2 環境衛生

当所管内は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進展しており、それに伴い生活様式や住民ニーズが多様化してきていることから、環境衛生関係の営業施設に対し、公衆衛生の向上と公共の福祉に適合させることを目的に、監視指導等を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設に対する指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所等の許可確認並びに届出の受理を行うとともに、衛生に関する監視指導を実施している。

環境衛生関係営業施設数

令和4年3月31日現在

業 種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
興行場	13	3	9	1	2	28
公衆浴場	15	7	6	6	5	39
旅館	19	7	8	8	7	49
理容所	60	92	60	37	35	284
美容所	169	178	167	81	68	663
クリーニング所	51	91	80	49	29	300
特定建物	24	23	20	18	4	89
プー ル	0	6	6	3	2	17
計	351	407	356	203	152	1,469

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係

延床面積が3,000 m²以上の「特定建築物」（用途が学校の場合は8,000 m²以上）の届出を受理するとともに、衛生的維持管理についての管理指導を実施している。

また、建築物の衛生管理を行う業の知事への登録申請について審査等を行うとともに、監視指導を実施している。（本登録制度は昭和56年度から開始された。）

ア 特定建築物の届出

令和4年3月31日現在

業 種	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
興行場	0	0	0	0	0	0
百貨店	6	2	3	1	0	12
集会所	3	1	1	3	1	9
図書館・博物館・美術館	0	0	1	2	0	3
遊技場	1	1	2	0	0	4
店舗	7	8	6	3	1	25
事務所	5	10	5	3	2	25
学校	0	1	1	5	0	7
旅館	2	0	1	1	0	4
計	24	23	20	18	4	89

イ ビル管理業務登録数

業種 \ 年度	令和元	令和2	令和3
建築物清掃業	8	8	8
建築物空気環境測定業	2	2	2
建築物飲料水水質検査業	1	1	1
建築物飲料水貯水槽清掃業	19	18	18
建築物配水管清掃業	3	3	3
建築物ねずみ昆虫等防除業	6	6	6
建築物環境衛生一般管理業	0	0	0
計	39	38	38

(3) 水道施設の概況

水道法に基づき、専用水道及び簡易専用水道については、安全な飲料水の確保のため、水質検査の実施や水道施設の維持管理の徹底等を指導している。

また、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、小規模貯水槽水道や飲用井戸等の相談について、指導助言を行っている。

なお、市における水道関係事務については、平成25年4月1日をもって県から市に権限を委譲した。

感染症係

1 結核対策

当所では、結核対策の一環として、結核患者の管理、結核医療費の公費負担手続き、接触者の健康診断等を実施している。特に、結核患者の管理については、本人との面接を通じ、直接服薬確認療法の取り組みを強化し、治療完遂を徹底することとしている。

(1) 結核患者の発生状況

結核の発生状況については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づく医師からの届出、結核医療費の公費負担申請等によって把握している。

表1 結核登録者及び新登録患者数

区分	年	各年10月1日	登録患者数	新規登録患者数※1	全結核罹患率※2
		現在人口（人）	（人）	（人）	
全国総数	H30	126,443,000	33,539	15,590	12.3
	R1	126,167,000	34,523	14,460	11.5
	R2	126,146,000	31,551	12,739	10.1
福岡県	H30	5,107,267	630	594	11.6
	R1	5,103,679	624	614	12.0
	R2	5,138,891	603	512	10.0
筑紫管内	H30	439,738	97	35	8.0
	R1	437,301	105	43	9.8
	R2	440,071	84	30	6.8
筑紫野市	H30	103,776	28	11	10.6
	R1	102,624	23	3	2.9
	R2	103,374	19	7	9.0
春日市	H30	113,207	24	11	9.7
	R1	111,143	28	14	12.6
	R2	111,097	29	10	9.0
大野城市	H30	100,702	16	5	5.0
	R1	106,017	24	10	9.4
	R2	102,172	16	6	5.9
太宰府市	H30	71,789	19	5	7.0
	R1	72,313	18	9	12.4
	R2	73,286	9	3	4.1
那珂川市	H30	50,264	10	3	6.0
	R1	50,204	12	7	13.9
	R2	50,142	11	4	8.0

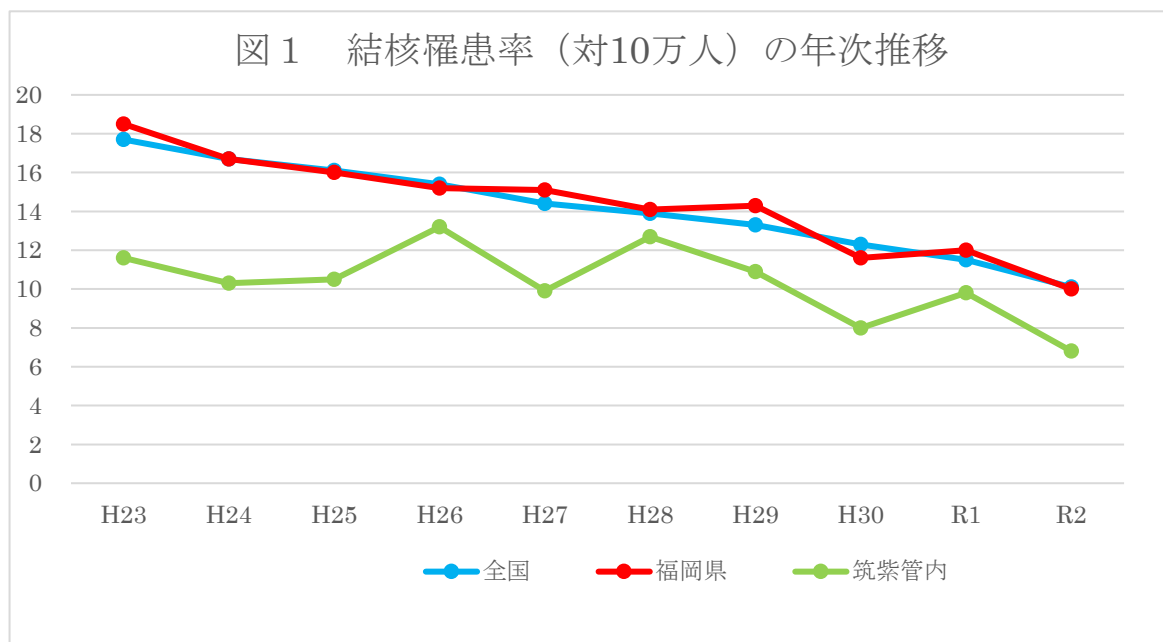
※1 新規登録患者数：1年間に新たに結核と診断され、医師から保健所に届けられた者のうち潜在性結核感染症を除いた患者数

※2 全結核罹患率（人口10万対）：年間新規登録結核患者数÷総人口×10万

(2) 全結核罹患率（人口10万対）の推移

平成11年の国の「結核緊急事態宣言」以降、全結核罹患率は年々減少し、令和2年の全結核罹患率は10.1（全国）、10.0（福岡県）となっている。

また、当所管内においては、全国及び福岡県の平均を下回り全体として減少しており、令和2年の罹患率は6.8となっている。



(3) DOTS（直接服薬確認療法）の取組み

結核患者の治療完遂をめざし、医療機関等と連携し、DOTSカンファレンスを開催するなど、患者一人一人の生活に合わせた服薬支援を行っている。

また、DOTS事業の従事者（医師、看護師、薬剤師等）を対象とした研修を実施している。

表2 令和3年DOTS実施状況

全結核患者に対するDOTS実施率			潜在性結核感染症の者に対するDOTS実施率		
対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)
56	56	100	18	18	100

※DOTS実施率：DOTSを実施した患者／対象年の新登録患者（転入者を含む）※

※ 治療開始前又は治療開始後1か月未満に死亡した者及び転出者を除く（潜在性結核感染症は別途集計）

(4) 感染症の診査に関する協議会の開催

結核患者に対する就業制限（法第18条）、入院勧告（法第20条）及び通院に係る医療費公費負担申請（法第37条の2）について、感染症の診査に関する協議会へ諮問し、適切な勧告、治療内容の適正化及び経済的負担の軽減を図っている。

表3 令和3年度諮問件数

() 内数は令和2年度件数

種 別		就業制限	入院勧告	医療費公費負担申請
諮問件数		24(17)	52(46)	84(87)
結 果	合 格	24(17)	52(46)	80(82)
	不合格	0(0)	0(0)	3(4)
	保 留	0(0)	0(0)	1(1)

(5) 接触者の健康診断

結核患者の早期発見と二次感染防止を図ることを目的として、結核患者の家族及び接触者の健康診断を実施している。

表4 患者家族（同居家族のみ）健康診断実施状況

区分 年度	対象数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)%	発見 患者数 C	発見率 (C/B)%	潜在性結 核感染症 D	発見率 (D/B)%
平成 29	45	45	100.0	0	0.0	1	2.2
平成 30	37	37	100.0	0	0.0	3	8.1
令和元	68	68	100.0	0	0.0	2	2.9
令和 2	18	18	100.0	0	0.0	1	5.6
令和 3	51	51	100.0	0	0	3	5.9

表5 接触者(同居家族以外の家族を含む)健康診断実施状況

区分 年度	対象数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)%	発見 患者数 C	発見率 (C/B)%	潜在性結 核感染症 D	発見率 (D/B)%
平成 29	256	255	99.6	0	0.0	10	3.9
平成 30	476	448	94.1	0	0.0	7	1.6
令和元	754	734	97.3	1	1.4	5	6.8
令和 2	131	129	98.5	0	0.0	4	3.1
令和 3	381	379	99.5	0	0	3	0.8

(6) 訪問指導

結核患者の発生届の受理後、速やかに訪問指導を行い、結核についての説明や発病状況の疫学調査を実施することにより、発病予防や確実な受療の指導を行っている。

表6 訪問指導件数

年 度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
訪問指導延数	228	149	168	4	62

(7) 管理検診及び医療機関への病状確認

結核登録患者の病状経過を把握し適切に管理するため、当所で精密検査を実施しているほか、医療機関で経過観察中の患者の病状把握に努めている。

表 7 管理検診及び医療機関への病状確認実施状況

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
保健所実施	38	30	20	17	15
医療機関	118	102	210	47	84
計	156	132	230	64	99
要医療者数	0	0	0	0	1

(8) 結核定期健康診断

結核患者の早期発見のため、以下の施設では、法に基づき、定期の健康診断を実施し、健康診断の結果を管轄保健所へ報告することとなっている。

表 8 定期の健康診断の実施者及び対象者

実施主体	対象者	期間
市町村長	居住する者（65歳以上）	毎年度
	特に必要と認められる者	市町村が定める期間
学校長	大学、高校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限 1 年未満を除く）の学生又は生徒	入学時
施設長	矯正施設の収容者 20歳以上 社会福祉施設の入所者 65歳以上	毎年度
事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の従事者	毎年度

表 9 令和 3 年度結核定期健康診断事業者別実施状況

(当所報告分)

区 分	事業者 (人)	学校長 (人)	施 設 の 長 (人)		計
			刑事施設	社会福祉施設	
健康診断受診者数	5,157	4,088	該当なし	777	10,022
間 接 撮 影 者 数	350	1,767		41	2,158
直 接 撮 影 者 数	4,807	2,321		736	7,864
喀 痰 検 査 者 数	0	0		0	0
発 見 者 数	0	0		0	0

表 1 0 管内市町が実施する定期健康診断（65 歳以上）

区分	年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
筑紫管内	令和元	100,193	9,398	9.4
	令和2	103,481	10,610	10.3
	令和3	107,304	8,946	8.3
筑紫野市	令和元	25,874	2,868	11.1
	令和2	24,347	2,889	11.9
	令和3	27,020	2,259	8.4
春日市	令和元	21,261	1,974	9.3
	令和2	25,385	2,379	9.4
	令和3	25,699	2,770	10.8
大野城市	令和元	21,813	1,880	8.6
	令和2	22,295	2,801	12.6
	令和3	22,645	1,734	7.7
太宰府市	令和元	19,869	1,601	8.1
	令和2	20,080	1,465	7.3
	令和3	20,171	1,304	6.5
那珂川市	令和元	11,376	1,075	9.4
	令和2	11,376	1,076	9.5
	令和3	12,069	879	7.3

(9) 小・中学校の結核健康診断

小学1年生及び中学1年生の結核定期健康診断については、従来のツベルクリン反応検査及びBCG接種による方法が平成15年に廃止され、問診票による健診に変更された。

問診票の結果により健康診断の検討が必要な場合は、筑紫地区小中学校結核対策協議会専門部会で協議し、精密検査の要否を決定している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染と、その感染拡大防止のため書面での開催とした。

表 1 1 令和3年度筑紫地区小中学校結核対策協議会専門部会開催状況

	日 時	検討者数	協 議 結 果		
			精密不要	要精密	保留
第1回	令和4年 1月24日	39	24	15	0
第2回	令和4年 3月 2日	19	13	6	0
計		58	37	21	0

(10) 予防接種法に基づく予防接種（BCG接種）

平成19年の法の改正に伴い、BCG接種は予防接種法に基づき実施することとなった。また、平成25年4月1日に、BCGの定期接種対象者は、「生後6月に至るまでの間にある者」から、「生後1歳に至るまでの間にある者」に改正された。

表 1 2 BCG 接種状況

市町	年度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
管内	平成 2 9	4,186	3,978	95.0
	平成 3 0	3,943	3,939	99.8
	令和 元	3,857	3,808	98.7
	令和 2	3,796	3,798	100.1
	令和 3	3,680	3,432	93.3
筑紫野市	平成 2 9	946	919	97.1
	平成 3 0	920	901	97.9
	令和 元	894	978	100.9
	令和 2	949	978	103.1
	令和 3	906	740	81.7
春日市	平成 2 9	1,017	919	92.7
	平成 3 0	944	922	97.7
	令和 元	934	868	92.9
	令和 2	914	560	94.1
	令和 3	883	836	94.7
大野城市	平成 2 9	1,017	919	92.7
	平成 3 0	944	922	97.7
	令和 元	934	868	92.9
	令和 2	914	560	94.1
	令和 3	927	925	99.8
太宰府市	平成 2 9	697	651	93.4
	平成 3 0	604	568	94.0
	令和 元	582	580	99.7
	令和 2	560	565	101.6
	令和 3	559	542	97.0
那珂川市	平成 2 9	489	443	90.6
	平成 3 0	474	483	101.8
	令和 元	452	403	89.2
	令和 2	425	432	101.6
	令和 3	405	389	96.0

2 感染症

（１）感染症対策

感染症患者の発生状況は、法に基づく医師からの届出により把握し、積極的疫学調査、就業制限、入院勧告などの措置等を迅速に実施することにより、感染症の拡大防止に努めている。また、感染症に関する正しい知識の普及・啓発のため、社会福祉施設や高齢者介護施設等に対して研修会や巡回相談等を行っている。

表 1 3 全数把握疾患発生届出件数（1 類・2 類感染症を除く）

類別	感染症名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
3 類	コレラ	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	11	25	15
	腸チフス	0	0	0
	パラチフス	0	0	0
	計	11	25	15
4 類	A 型肝炎	0	1	0
	E 型肝炎	0	0	0
	レジオネラ症	3	1	6
	日本紅斑熱	0	0	0
	つつが虫病	1	0	0
	レストスピラ症	0	0	1
	マラリヤ	0	1	0
	計	4	3	7
5 類	アメーバ赤痢	4	1	0
	ウイルス性肝炎(A 型・E 型を除く)	2	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	1
	後天性免疫不全症候群	0	0	3
	梅毒	24	27	23
	急性脳炎	3	0	0
	風しん	0	0	0
	ジアルジア	0	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	12	28	26
	麻しん	1	0	0
	水痘（入院例）	3	3	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	15	5	5
	百日咳	40	5	7
	計	105	69	69

（2）特定感染症対策

ア 特定感染症（エイズ・性感染症）相談・検査

国内のH I V感染者数及びエイズ患者数はほぼ横ばい傾向にあり、令和 2 年度の福岡県内のH I V感染者は 3 0 名、エイズ患者は 1 2 名（令和元年H I V感染者 4 4 名、エイズ患者 2 9 名）と、前年に比較し HIV 感染者、エイズ患者ともに減少している。診断時においてエイズを発症している割合が 3 割を超えていることから、早期発見のための普及啓発等予防に向けた取り組みを実施している。

また、平成 1 3 年度より梅毒検査、平成 1 6 年度よりクラミジア検査、平成 2 5 年

度より淋菌検査を追加し、クラミジア検査の方法を尿検査へと変更した。

表 1 4 特定感染症検査件数

年度 区 分		平成 29	平成 30	令和元	令和元 2	令和 3
筑紫保健所 特定感染症 検査件数	HIV（迅速）	523	477	450	53	62
	HIV（通常）	2	1	1	1	0
	梅 毒	506	461	434	50	33
	クラミジア	260	280	260	29	20
	淋 菌	259	280	260	29	20

イ 啓発活動特定感染症検査実施状況

H I V検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）に併せ、対象者の利便性を配慮し、例年、平日夜間及び休日のエイズ相談検査を実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実施していない。

（3）肝炎対策

当所では、B型肝炎及びC型肝炎の相談及び検査（無料）を実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実施していない。

表 1 5 肝炎相談・検査実施状況

年度 区分	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
相談件数	64	83	51	0	2
検査件数	92	137	85	10	0

（4）予防接種対策

予防接種法に基づく定期予防接種の円滑な実施のため、予防接種連絡協議会の各関係機関と連携を図りながら、予防接種の事故防止や健康被害発生防止等の指導を管内関係市町に対し行うとともに、予防接種に関する正しい知識について、住民への普及啓発に努めている。

（5）新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行）及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年9月改定）に基づき、関係機関と連携し、新型インフルエンザ様の患者発生を想定した訓練及び新型インフルエンザ等に関する連絡会議を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策会議を優先し、未実施。

（6）新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、感染症法に基づき、地域での感染拡大防止に取り組んでいる。引き続き、より実効性の高い対策を講じていく。

1) 令和3年度の取り組み

ア 相談体制整備

- ・令和2年2月7日から「帰国者・接触者相談センター」を設置し、県民からの受診相談に対応している。また、一般相談窓口として、受診相談以外についても対応。
- ・令和2年10月30日から「受診・相談センター」に名称を変更し、引き続き県民からの相談に対応している。

イ 検査体制整備

- ・令和2年3月5日から行政検査（PCR検査）は、保健所を窓口として健所保健環境研究所において実施。令和3年1月からは当所検査課にて抗原定量検査を実施しており、検査等に関する調整を実施。

ウ 調査体制整備

- ・患者発生に伴い積極的疫学調査、職場調査、施設調査等と併せて、クラスター対策を実施。

エ 患者の移送体制整備

- ・陽性患者の入院先、宿泊療養先への移送を実施。

オ 療養中の患者の健康状態の確認

- ・患者に対する健康観察を実施。

カ 地域住民への啓発

- ・保健所ホームページを県庁新型コロナウイルスポータルページにリンクさせ、新型コロナウイルス感染症に対する情報提供を実施。

2) 取り組み結果

ア 相談体制整備

- ・帰国者・接触者相談センター相談員（2～4名）を配置。
ピーク時は、550件/日の相談があり、延べ相談件数約55,000件。
- ・管内医療機関との連絡・連携を取りながら、受診調整を実施。

イ 検査体制整備

- ・検査準備、所内検査検体採取、出張唾液採取、保健環境研究所、所内検査課への検体搬入を実施。
検査のピーク時は、480件/日

ウ 調査体制整備

- ・患者クラスターが発生しているおそれがある場合には、確認されたクラスターに関係する接触者や施設の対応、感染対策の必要な対応の助言をしながら、対応の継続と強化を行ってきた。

- ・ 病院や高齢者施設等における施設内感染対策を、必要時現場に出向き指導、助言を実施。
- ・ 学校等と連絡・連携し感染対策の方針の提示及び学校等の濃厚接触者への対応等、感染拡大防止の指導、助言を実施。
- ・ 積極的疫学調査・接触者調査に携わる所内職員間の情報交換や連携を図っている。

エ 患者の移送体制整備

- ・ 保健所の感染症対応の公用車等（２台）で、患者宅から病院への移送や患者宅から宿泊療養施設への移送を行っている。
- ・ 重症患者、症状の急変の場合には、消防本部と連携を図り、救急搬送について協力を得ている。

オ 療養中の患者等の健康状態の確認

- ・ 療養中の患者の健康観察は、患者数の増加に併せて所内関係各課の職員や派遣職員で実施。ピーク時は患者約８００人/日程度実施。病状把握を行い、必要時は受診や入院の調整を行い、適切な治療に結びつけている。
- ・ 健康観察支援事業を活用し、必要時、訪問看護による健康観察を依頼。

カ 地域住民への啓発

- ・ 福岡県のホームページの掲載や報道発表を通じての広報活動。
- ・ 各種会議や事務連絡時に市へ住民への新型コロナウイルス感染症拡大防止の啓発を依頼している。
- ・ 患者調査や接触者調査を通じての家族、事業所、福祉施設等に感染拡大防止の指導を行っている。

3) 地域との連携会議等

当所管内の関係機関と連携し患者発生時の対応や感染予防対策に関する連絡会議を実施している。

表１６ 新型コロナウイルス感染症対策取組み状況

実施日	内 容	参加機関
令和３年 ７月７日	災害時における新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の避難に係る協議	管内５市担当部長・課長等職員、 筑紫保健福祉環境事務所

社会福祉課

母子父子寡婦福祉・婦人保護分野での相談支援業務、介護保険法における介護保険事業者・障害者総合支援法における指定障害福祉サービス事業所等の指定、児童福祉・高齢者福祉・身体・知的障がい者福祉分野での広域連絡調整、社会福祉法人に関する事務などを行っている。

1 婦人及び母子父子寡婦福祉

(1) 婦人相談

夫婦間のトラブル、借金等に伴う経済破綻など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、生活の立て直し等自立に向けた支援を行っている。

また、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、啓発活動を行うとともに、福岡県女性相談所や各市等の関係機関と連携し、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、相談、調査、指導、援助等を行い、問題解決を図っている。

婦人相談件数の推移

(実数、単位：人)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
2 6 5	2 7 0	2 6 3	2 3 0	1 9 5

(2) 福岡県配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議

配偶者からの暴力の被害者に対する迅速な対応及び自立を支援するため、関係機関等が密接な連携及び協力関係を築き、筑紫地域における被害者の保護・自立支援施策の推進を図ることを目的に開催している。

(3) 母子父子寡婦福祉

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助長とその世帯の児童の育成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付並びに生活相談に応じ、その自立に必要な指導を行い福祉の増進に努めている。

母子父子寡婦相談件数

(実数、単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生 活 一 般	1 9 5	2 2 1	3 2 5	2 7 3	3 1 3
児 童	1	4 1	9 3	2 2	3 9
生 活 援 護	1, 5 2 1	1, 2 6 9	1, 9 2 6	1, 3 1 2	1, 0 7 8
そ の 他	5	4 0	5 6	7	5 1
計	1, 7 2 2	1, 5 7 1	2, 4 0 0	1, 6 1 4	1, 4 8 1

令和 3 年度 母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

事業 開始	事業 継続	住宅	就職 支度	技能 習得	生活	転宅	修学	修業	就学 支度	医療 介護	結婚	計
0	0	0	0	1	0	0	2 2	0	3 1	0	0	5 4

2 介護保険事業

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定及び更新（有効期間：6年）事務を行っている。

(1) 令和3年度 介護保険事業者申請等受付状況

施設の種類	新規申請	変更届	廃止	休止	再開	更新
訪問介護	6	1 0 7	3	0	0	9
訪問入浴介護	0	5	0	0	0	0
訪問看護	5	5 5	1	1	1	5
通所介護	6	2 8 1	2	0	0	1 3
福祉用具貸与	5	1 7	1	0	0	4
特定福祉用具販売	3	1 4	0	0	0	2
通所リハビリテーション※	0	4 9	1	0	0	
短期入所生活介護	3	4 7	0	0	0	1
短期入所療養介護※	0	1	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	4 4	0	0	0	2
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	1	2 2	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	4 5	0	0	0	0
計	2 9	6 8 7	8	1	1	3 6

※ 老健併設除く

(2) 介護保険事業者の指定状況

(令和4年4月1日現在)

施設の種類	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
訪問介護	2 1	1 8	1 4	1 8	1 2	8 3
訪問入浴介護	1	1	1	1	0	4
訪問看護	1 2	1 4	1 3	1 1	2	5 2
通所介護※1	2 6	2 2	2 3	2 1	1 3	1 0 5
福祉用具貸与	5	6	1 0	2	6	2 9
特定福祉用具販売	5	6	9	0	6	2 6
訪問リハビリテーション※2	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション (みなし指定) ※3	8	6	6	5	3	2 8
短期入所生活介護	7	6	3	5	3	2 4
短期入所療養介護※3	1	0	0	1	0	2
特定施設入居者生活介護	4	4	3	4	4	1 9
介護療養型医療施設	1	1	2	0	0	4
介護医療院	0	0	0	1	0	1
介護老人福祉施設	4	2	2	5	2	1 5
介護老人保健施設	3	1	2	1	1	8
計	9 8	8 7	8 8	7 5	5 2	4 0 0

※1 地域密着型除く

※2 みなし指定除く

※3 老健併設除く

3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務を行っている。

指定障害福祉サービス事業者の指定状況 (令和4年4月1日現在)

サービスの種類		筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
居宅訪問系	居宅介護	13	20	8	10	8	59
	行動援護	2	0	3	1	0	6
	重度訪問介護	10	15	8	8	6	47
	同行援護	6	3	2	4	2	17
日中活動系	生活介護	9	7	6	5	4	31
	自立訓練(生活訓練)	1	3	0	0	1	5
	就労移行支援(一般型)	1	5	7	0	2	15
	就労継続支援(A型)	5	6	6	3	3	23
	就労継続支援(B型)	14	9	12	10	6	51
	就労定着支援	0	1	1	0	0	2
	短期入所	3	4	3	3	2	15
居宅系	施設入所支援	1	0	2	2	0	5
	共同生活援助	7	7	5	10	1	30
計		72	80	63	56	35	306

4 児童福祉

(1) 保育所

児童の心身が健全に育成されるために、保育所及び届出保育施設に関し適正な保育が行われるよう支援している。

保育施設設置状況 (令和4年4月1日現在)

区分		認可保育所数				届出保育 施設数
市町名		公立	公設民営	私立	計	
筑紫野市		4	0	10	14	28
春日市		1	4	8	13	30
大野城市		3	0	13	16	33
太宰府市		1	1	8	10	17
那珂川市		1	0	5	6	16
計		10	5	44	59	124

(2) 児童福祉週間

児童福祉週間（毎年5月5日～11日）に、児童福祉の理念の普及・啓発を図るために、商業施設で啓発チラシ等の配布などの啓発活動を行っている。
 （令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため実施していない。）

5 高齢者福祉

(1) 管内各市への支援

管内各市への保健福祉計画推進のため、高齢者福祉施策を実施する関係機関との連絡調整や各市への支援を行っている。

(2) 高齢者福祉施設整備、各老人ホーム等の入所状況報告

(3) 軽費老人ホーム等の事務費補助金

軽費老人ホーム、ケアハウスの事務費補助金の交付申請等の審査、進達を行っている。

老人福祉（保健）等施設の設置状況

（令和４年４月１日現在）

施設の種類	筑紫野市		春日市		大野城市		太宰府市		那珂川市	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設※	6	329	3	209	3	290	6	339	3	150
介護老人保健施設	3	220	1	80	2	200	1	80	1	80
介護医療院	0	—	0	—	0	—	1	224	0	—
軽費老人ホーム(旧A型)	1	50	0	—	0	—	1	50	1	50
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1	50	1	30	0	—	2	80	0	—
養護老人ホーム	0	—	0	—	0	—	1	100	0	—
盲養護老人ホーム	1	80	0	—	0	—	0	—	0	—

※ 地域密着型含む

（４）老人の日・老人週間

老人の日（９月１５日）・老人週間（毎年９月１５日～２１日）に、管内の新１００歳の高齢者に対し、「祝状・記念品」の贈呈を行っている。

（５）福岡県ねりんスポーツ・文化祭に関すること

福岡県ねりんスポーツ・文化祭の市町村大会において、管内の情報を取りまとめている。

６ 障がい者福祉

管内各市において在宅及び施設における総合的な福祉サービスが提供されており、当所においては、各市に対する広域調整、情報提供等や腎臓疾患患者福祉給付金等の事務を行っている。

（１）福岡県腎疾患患者福祉給付金の支給事務

身体障害者手帳所持者で、就労等のために夜間に人工透析を１か月間に５回以上受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成している。

令和３年度 腎疾患患者福祉給付金の支給状況

（単位：人）

	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
前期分（４/１～９/３０）	５	３	４	４	１	１７
後期分（１０/１～３/３１）	５	３	４	３	１	１６

※ 月額：２,０００円、延支給月数：前期９９月、後期９６月

（２）障害者自立支援給付事務等市指導の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２条第２項及び地方自治法２４５条の４の規定に基づき、管内各市に対して自立支援給付事務等に関する指導を行っている。

（３）障がい者施設の製品の展示・販売の支援

毎月第１～第４木曜日及び障害者週間（毎年１２月３日から１２月９日）に、筑紫総合庁舎１階エントランスホールにおいて、障がい者施設による授産製品「まごころ製品」の展示・販売を行っている。

(4) ふくおか・まごころ駐車場

車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などが、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度である。

利用対象者の方には、県内に共通する「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を発行し、「ふくおか・まごころ駐車場」を利用できる方を明確にすることにより、「ふくおか・まごころ駐車場」への利用対象外駐車を防止し、その適正利用を図っている。

令和 3 年度 ふくおか・まごころ駐車場利用証交付実績 (単位：人)

障がい 等 市町名	身体 (車いす 自ら運転)	身体 (左記以 外)	知的・精神 高齢・難病	妊産婦・ けが人等	合 計
筑紫野市	0	1 2 8	5 5	8 3	2 6 6
春日市	1	1 2 6	5 9	6 8	2 5 4
大野城市	0	9 3	5 0	6 8	2 1 1
太宰府市	0	8 0	2 7	4 5	1 5 2
那珂川市	0	6	8	0	1 4
管 轄 外	0	1	4	3	8
計	1	4 3 4	2 0 3	2 6 7	9 0 5

7 社会福祉法人

社会福祉法人からの現況報告、新規・変更申請に関する事務や社会福祉法人からの申請に応じて、登録免許税及び不動産取得税の非課税措置のための社会福祉事業の用に供する不動産であることの「証明書」の交付に関する事務を行っている。

令和 3 年度 各種証明書の交付状況 (単位：件)

登録免許税非課税措置のための不動産使用証明	1 3
不動産取得税非課税措置のための不動産使用証明	1 0

検査課

1 試験検査の概要

当事務所検査課では、感染症（三類感染症）における細菌学的検査、特定感染症における血清学的検査、食品収去及び食品苦情における食品検査、河川水・海水浴場・事業場排水における水質検査等の検査を実施している。

当課の検査担当エリアは、筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉（環境）事務所管内である。

また、令和3年1月より新型コロナウイルス抗原定量検査を開始している。

2 感染症及び特定感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時におけるまん延防止を目的とした細菌学的検査（赤痢、チフス、腸管出血性大腸菌）、特定感染症相談窓口開設における血清学的検査（H I V、梅毒）を実施している。

当所のH I V検査は迅速法で実施し、相談者の利便性等に配慮している。

クラミジア検査（※）については、平成16年3月より相談業務が開始され、担当エリアの4保健福祉（環境）事務所の検体を当課で集約し、保健環境研究所に搬入している。

また、新型コロナウイルス抗原定量検査は、令和3年度33,773検体を検査し陽性数2,421検体（陽性率7.2%）であった。

感染症等検査件数

検査項目		令和2年度	令和3年度
細菌学的検査	赤痢	0	0
	チフス	0	0
	腸管出血性大腸菌 (O157等)	281	205
血清学的検査	H I V検査	83	63
	梅毒血清検査	78	61
	クラミジア検査(※)	55	46
	新型コロナウイルス 抗原定量検査	4,120	33,773

3 食品検査

食品の安全性の確保のため、福岡県食品衛生監視指導計画により食品収去検査を実施し、食品の規格基準や福岡県食品衛生成分規格指導基準に適合しているかを検査する。

令和3年度の筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉（環境）事務所管内における食品収去検査等の状況は、細菌検査418検体 1,225件、理化学検査131検体 1,359件である。そのうち、食品衛生法及び食品表示法違反となった検体は2件、福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合となった検体は14件であった。

食品収去検査件数

	令和2年度			令和3年度		
	検体数	違反検体数	不適合検体数	検体数	違反検体数	不適合検体数
総検体数	500	5	15	430	2	14
細菌検査実検体数	483	0	15	418	0	14
化学検査実検体数	167	5	0	131	2	0
検査項目	検査件数	違反件数	不適合件数	検査件数	違反件数	不適合件数
細菌検査						
一般細菌数	473	0	8	416	0	8
大腸菌群	382	0	6	305	0	6
腸炎ビブリオ	49	0	0	35	0	0
黄色ブドウ球菌	283	0	0	283	0	0
サルモネラ属菌	27	0	0	99	0	0
大腸菌	59	0	1	68	0	0
リステリア菌	0	0	0	0	0	0
乳酸菌数	8	0	0	0	0	0
カンピロバクター	0	0	0	8	0	0
クロストリジウム	4	0	0	11	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
細菌検査計	1,285	0	15	1,225	0	14
化学検査						
防ばい剤	0	0		0	0	
酸化防止剤	0	0		12	0	
甘味料	117	4		54	0	
発色剤	38	0		40	0	
品質保持剤	0	0		26	1	
保存料	487	1		271	0	
漂白剤	0	0		3	0	
殺菌料	0	0		0	0	
着色料	1,272	4		948	1	
乳・乳製品	20	0		0	0	
pH	23	0		5	0	
塩分濃度	0	0		0	0	
重金属	0	0		0	0	
その他	0	0		0	0	
化学検査計	1,957	9		1,359	2	
合 計	3,242	9	15	2,584	2	14

違反：食品衛生法違反および食品表示法違反。

不適合：福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合。

不適合検体数と不適合件数の不一致は、同一食品より複数の不適合があるため。

4 環境検査

水質汚濁の防止を目的に、環境の保全の確保のため、水質検査を実施している。

(1) 特定事業場等排水検査

水質汚濁防止法に基づき、筑紫、宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の特定事業場等の排水について、排水基準に適合しているか検査を実施している。

(2) 公共用水域（河川水）検査

水質汚濁に係る環境基準に適合しているか、筑紫（筑前海流入河川 6 地点、博多湾流入河川 4 地点、筑後川 2 地点）、宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内（筑前海流入河川 11 地点、博多湾流入河川 4 地点）の河川、計 27 地点の水質検査を実施している。

(3) 水浴場（海水浴場）検査

水浴に供される公共用水域の水質等の現状を把握するとともに、その結果を公表して国民の利用に資することを目的に検査を実施している。

筑紫（深江、芥屋）、宗像・遠賀（新宮、福岡、宮地浜、津屋崎、白石浜、神湊、鐘崎、波津、芦屋）保健福祉環境事務所管内の海水浴場 11 ヶ所について、開設前調査及び開設中調査の水質検査を実施している。

水質検査件数

		令和 2 年度			令和 3 年度		
		筑紫	宗像 遠賀	合計	筑紫	宗像 遠賀	合計
事業場排水	p H (水素イオン濃度)	24	54	78	13	42	55
	B O D (生物化学的酸素消費量)	24	52	76	13	42	55
	C O D (化学的酸素消費量)	11	2	13	2	6	8
	S S (懸濁物質)	24	54	78	13	42	55
	T - N (全窒素)	21	16	37	13	24	37
	T - P (全りん)	20	13	33	13	24	37
	大腸菌群数	0	7	7	0	23	23
公共用水域	p H (水素イオン濃度)	104	164	268	104	164	268
	B O D (生物化学的酸素消費量)	104	164	268	104	164	268
	C O D (化学的酸素消費量)	104	164	268	104	164	268
	S S (懸濁物質)	104	164	268	104	164	268
	T - N (全窒素)	24	30	54	24	30	54
	T - P (全りん)	24	30	54	24	30	54
	E C (電気伝導率)	104	164	268	104	164	268
	大腸菌群数	12	15	27	12	15	27
水浴場	p H (水素イオン濃度)	36	150	186	36	162	198
	C O D (化学的酸素消費量)	36	150	186	36	162	198
	ふん便性大腸菌群数	36	150	186	36	162	198

地域環境課

1 自然公園

当管内は豊かな自然環境に恵まれており、自然公園法に基づき「玄海国定公園」、福岡県立自然公園条例に基づき「太宰府県立自然公園」及び「脊振雷山県立自然公園」が指定されており、特別地域等における工作物の新築をはじめとした各種行為について、許可や届出の審査及び指導等を行っている。

管内の自然公園（令和３年度末現在）

自然公園名	面積 (ha)	保護規制区分面積(ha)			指定年月日
		特別保護 地 区	特別地域	普通地域	
玄 海 国定公園	5,870		5,785	85	昭和31年6月1日
太 宰 府 県立自然公園	16,568	—	1,656	14,912	昭和25年5月13日
脊 振 雷 山 県立自然公園	8,171	—	1,301	6,870	昭和40年9月14日

許可・届出件数（令和３年度）

自然公園名	許可件数	届出件数
玄海国定公園	29	0
太宰府県立自然公園	0	0
脊振雷山県立自然公園	1	0
計	30	0

2 温泉

当管内は温泉資源に恵まれており、特に二日市温泉（筑紫野市）は万葉集にも歌われた歴史ある温泉として知られており、温泉の保護や利用の適正を図るため、土地の掘削、動力装置の設置、温泉の採取等の申請に基づく許可や届出の受付及び指導等を行っている。

（１）管内の温泉施設数（令和３年度末現在）

市町名	温泉 地名	源泉総数 (A + B)	源泉の利用状況		主たる泉質名
			(A) 利用数	(B) 未利用数	
筑紫野市	二日市	37	13	24	アルカリ性単純泉
春日市	—	0	0	0	—
大野城市	—	2	2	0	中性冷鉱泉
太宰府市	—	1	0	1	アルカリ性単純泉
糸島市	—	10	9	1	単純弱放射能冷鉱泉
那珂川市	—	6	6	0	アルカリ性単純泉
計		56	30	26	

(2) 許可申請の状況 (令和3年度)

温泉掘削	増掘	動力装置	温泉利用	
			浴用	飲用
0	0	0	0	0

3 浄化槽整備

浄化槽は、し尿及び雑排水を浄化するものであるが、法によりその設置や保守点検等に関する規定が設けられ、公共用水域等の水質の保全を確保することによって、生活環境の保全等を図ることとなっている。

このため、浄化槽の設置についての届出の審査及び受理、指導等を行っている。

筑紫地区においては下水道が普及していることもあり、当管内の浄化槽設置の大部分は糸島地区のものである。

浄化槽設置状況

市 名	種別	令和2年度末	令和3年度末
筑 紫 野 市	合併	3 8 7	3 9 5
	単独	1, 2 6 2	1, 2 5 9
春 日 市	合併	6 1	6 1
	単独	9 9	9 8
大 野 城 市	合併	5 3	5 2
	単独	1 1 1	1 1 0
太 宰 府 市	合併	6 6 2	6 6 0
	単独	2 3 1	2 3 0
糸 島 市	合併	7, 2 9 6	7, 5 1 1
	単独	4 0 9	4 0 5
那 珂 川 市	合併	2 3 5	2 4 0
	単独	4 4 1	4 4 1
合 併 計		8, 6 9 4	8, 9 1 9
単 独 計		2, 5 5 3	2, 5 4 3
総 計		1 1, 2 4 7	1 1, 4 6 2

4 鳥獣保護

(1) 本県の鳥獣保護管理事業計画に基づき傷病野生鳥獣の保護、愛鳥週間の行事として愛鳥週間ポスターの原画募集を行った。

ア 傷病野生鳥獣の保護（令和3年度）

野生鳥獣に関する通報（死亡野鳥等を含む。）は238件で、保護のため現地調査を行ったのは4件であった。

イ 愛鳥週間行事

管内の小学校3校から61作品、特別支援学校1校から5作品、中学校14校から116作品、高校4校から7作品の応募があった。

(2) 福岡県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対応技術マニュアルに基づき死亡野鳥等調査を実施した。通報から検査基準に該当する可能性があった7件について現地調査を行った。

5 啓発事業

地域における地球温暖化の防止、資源・エネルギーの循環活用、生物多様性の保全・再生等の施策や環境教育を推進するため、地域特性に応じた効果的な施策を検討し様々な課題の解決を図るとともに、地域の活動の担い手を育成することを目的として、筑紫・糸島地区地域環境協議会を設置し事業を行っている。

令和3年度は、小学校1校を対象に「水辺教室」（身近な河川にいる生物に触れ、調査することで、生物多様性を保全するために一人ひとりにできることを考えるプログラム）を実施した。

また、地球温暖化対策事業として、小学生等を対象とした「ふくおかエコチェックシート」により家庭でできる省エネ・節電の取組みを推進した。

また、春日市環境フェアにおいて、自然共生に関するパネルの展示を行うことで環境保全の取組を推進した。

事業名	実施時期	開催場所	対象者
水辺教室	令和3年6月	御笠川 (太宰府市 落合公園横)	太宰府市立水城小学校 5年生
ふくおかエコ チェックシート	夏休みの課題と して実施		管内小学校13校 1,794人

環境指導課

1 大気汚染

大気の汚染状況については、太宰府市内（保健環境研究所）及び糸島市内（糸島総合庁舎）の大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の項目の常時測定を実施している。

光化学オキシダントについては、移流等の影響により福岡県内の全測定局で環境基準を達成していない状況が続いている。

大気汚染常時監視測定局での測定

調査地点	測定項目	環境基準の適合状況（○：適合 ×：不適合）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
太宰府測定局 （太宰府市向佐野）	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	×	○	○
糸島測定局 （糸島市浦志）	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	○	○	○

（注）○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

2 水質汚濁

公共用水域における水質の汚濁状況を監視するため、7河川7定点（環境基準点）において毎月1回、5河川5定点（補助点）において年4回の水質調査を実施している。

また、地下水における水質の汚濁状況を監視するため、県域を10kmメッシュに区画（区画ごとに毎年度1地点を選定）し、水質調査（年1回）を実施している。

なお、環境中のダイオキシン類濃度については、河川、地下水及び土壌で調査を実施している。

(1) 河川（環境基準点）の水質測定（BOD）

河川名	地点名	類型	環境基準値 (mg/ℓ)	BOD75%値 (mg/ℓ)		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度
宝満川	岩本橋	A	2.0	1.1	1.7	1.4
				○	○	○
桜井川	汐井橋	A	2.0	1.9	2.0	1.7
				○	○	○
一貴山川	深江橋	A	2.0	1.6	2.2	1.0
				○	×	○
加茂川	佐波橋	A	2.0	1.1	1.4	0.8
				○	○	○
福吉川	福吉橋	A	2.0	1.8	2.8	1.4
				○	×	○
雷山川	加布羅橋	A	2.0	3.7	4.1	6.7
				×	×	×
長野川	赤坂橋	A	2.0	1.8	1.8	1.0
				○	○	○

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(2) 地下水の水質測定（概況調査）

市町村名	測定地点数（注）			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
筑紫野市	1 (○)	1 (○)		測定項目は 有害物質項目等
春日市		1 (○)		
大野城市			1 (○)	
糸島市	3 (○)	3 (○) 1 (×)	5 (○)	
那珂川市	2 (○)	1 (○)		
太宰府市	1 (○)			

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(3) ダイオキシン類環境調査（令和2年度）

調査区分		調査地点	環境基準値	測定結果
河川	水質	瑞梅寺川（池田川橋）	1 pg-TEQ/L	0.1 pg-TEQ/L
	底質	瑞梅寺川（池田川橋）	150 pg-TEQ/g	0.67 pg-TEQ/g

3 公害

当所管内は、福岡市の南部及び西部に隣接したベッドタウンであり、環境の質的向上を求める住民の声は大きく、廃棄物（野焼き・不法投棄等）や水質汚濁、大気汚染に関する苦情が多く寄せられている。

公害関係法令の対象となる施設や工場・事業場については、届出の審査及び監視指導を行っている。

アスベストについては、建築物の解体現場等からアスベスト粉じんが飛散しないよう、大気汚染防止法に基づく事前届出（特定粉じん排出等作業）の審査及び作業状況の監視指導を行っている。

ダイオキシン類については、特定施設の設置者に対し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者に対し排出基準の遵守及び自主測定の実施を指導するとともに、監視指導を行っている。

（1）公害関係事業場数

（令和3年度末時点）

市 名			筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	糸島市	那珂川市	計
法・条例									
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	事業場数	39	20	30	25	28	9	151
	一般粉じん発生施設	事業場数	9	0	5	5	10	5	34
	水銀排出施設	事業場数	1	1	0	0	2	0	4
	揮発性有機化合物排出施設	事業場数	1	0	0	0	0	1	2
公害防止条例			29	12	20	15	24	9	109
水質汚濁防止法			103	35	46	36	369	30	619
ダイオキシン類対策特別措置法	大気特定施設	事業場数	4	2	1	1	2	2	12
	水質特定施設	事業場数	4	1	0	0	0	0	2
土壌汚染対策法	調査猶予事業所数(3条)		2	3	2	0	2	2	11

（2）公害関係事業場への立入検査・指導等

（令和3年度）

区分 法・条例	立入検査	検体採取 (行政検査)	報告書徴収 (検査結果等)	文書指導	行政処分 (改善命令等)
大気汚染防止法 公害防止条例	49	0	0	0	0
水質汚濁防止法	78	13	0	0	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	46	0	0	1	0

(3) 公害関係施設の届出件数

(令和3年度)

法・条例		届出の区分	新規設置届 (施設数)	廃止届 (施設数)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設		6	12
	水銀排出施設		0	0
	一般粉じん発生施設		1	0
	特定粉じん発生施設		0	0
	揮発性有機化合物排出施設		0	0
公害防止条例			1	3
水質汚濁防止法			40	14
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設		0	0
	水質特定施設		0	0

法・条例		件計
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業届	5
土壌汚染対策法	形質変更届(4条)	77
	調査命令(5条)	0

(4) 公害等苦情処理件数

(令和3年度)

市 名			筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	糸島市	那珂川市	計
区 分									
受理 件数	新規受理 件数	大気汚染	1	1	1	1	1	0	5
		水質汚濁	4	0	0	0	2	0	6
		土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
		騒音	0	0	0	0	0	0	0
		振動	0	0	0	0	0	0	0
		地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
		悪臭	0	0	1	0	0	3	4
		廃棄物(注)	3	0	0	2	4	5	14
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		小計	8	1	2	3	7	8	29
	前年度からの繰越		0	0	0	0	0	1	0
	合計		8	1	2	3	7	9	30
処理 件数	解決		7	1	2	2	5	8	25
	翌年度へ繰越		0	0	0	0	2	1	3
	他機関へ移送		1	0	0	1	0	0	2
	合計		8	1	2	3	7	9	30

(注) 廃棄物の不適正処理(不法投棄、野焼き、野積み等)に関する件数

4 廃棄物

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、また、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の一層の発生抑制や再利用・資源化の促進が求められている。

福岡県内では 1,465 万 6 千 t（令和元年度）の産業廃棄物が排出されており、排出事業者や産業廃棄物処理業者等によって処理されているところである。

当所では、これらの排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して立入検査や巡回監視を実施し産業廃棄物の適正処理について指導するとともに、過剰保管や野外焼却などの不適正処理事例に対する指導を行っている。

また、使用済自動車（廃車）の解体や破砕等の処理を行う事業者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により、都道府県知事の登録・許可制となっており、当所ではこれらの事務や事業者に対する指導を行っている。

さらに、管内 6 市、警察及び県関係機関等を構成員とする筑紫・糸島地区廃棄物不法処理防止連絡協議会において、廃棄物に関する情報交換を行うとともに、連携して不適正処理防止にあたっている。

（１）産業廃棄物処理業の許可状況

年 度 区 分		令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末
産 業 廃 棄 物 処 理 業	収集運搬	1,107	1,146	1,197
	中間処理	52	52	51
	最終処分	2	2	1
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬	136	138	138
	中間処理	0	0	0
	最終処分	0	0	0

（２）自動車リサイクル法に基づく業者の登録・許可状況

年 度 区 分	令和元年度末	令和２年度末	令和３年度末
引 取 業 者 （ 登 録 ）	101	103	104
フロン類回収業者（登録）	33	34	34
解 体 業 者 （ 許 可 ）	11	11	11
破 砕 業 者 （ 許 可 ）	1	1	1

（３）産業廃棄物関係事業場の立入検査・指導件数 （令和３年度）

事業場等の区分	立入検査	検体採取	指 導 状 況		
			口 頭	指導票	公文書
排 出 事 業 場	262	3	251	0	6
産業廃棄物処理業者	442	2	304	7	3
そ の 他 の 業 者	286	12	142	8	2
計	990	17	697	15	11

(4) 産業廃棄物処理業者に対する指導等

産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得促進を目的として、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を毎年度開催している。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和3年度は開催を見合わせ)

また、産業廃棄物の運搬状況等を確認するため、警察署の協力を得て、産業廃棄物収集運搬車両を対象としたマニフェスト検問を実施している。

Ⅲ 資料編

管内人口動態に関する資料

(1) 人口及び世帯

区 分	人 口	世帯数	1 世帯当 たり人員	人口密度 (人/ k m ²)	面 積 k m ²
福 岡 県	5, 125, 283	2, 343, 190	2. 19	1027. 8	4, 986. 51
筑 紫 管 内	440, 254	183, 108	2. 40	1886. 9	233. 32
筑 紫 野 市	104, 154	42, 601	2. 44	1187. 2	87. 73
春 日 市	110, 772	46, 747	2. 37	7828. 4	14. 15
大 野 城 市	102, 264	43, 208	2. 37	3803. 0	26. 89
太 宰 府 市	73, 034	31, 247	2. 34	2467. 4	29. 60
那 珂 川 市	50, 030	19, 305	2. 59	667. 5	74. 95

出典：令和 3 年福岡県の人口と世帯年報 表 6（令和 3 年 1 0 月 1 日現在）

(2) 管内の年齢 3 区分別人口と指標の推移

区分 年次	人 口				年齢 3 区分割合 (%)		
	総 数	年少人口	生産年齢 人口	老年人口	年少 人口	生産年 齢 人口	老年 人口
		0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳 以上
平成 28 年	434, 898	67, 151	268, 116	97, 026	15. 4	61. 7	22. 3
平成 29 年	436, 116	66, 887	266, 763	99, 872	15. 3	61. 2	22. 9
平成 30 年	436, 618	66, 546	265, 117	102, 370	15. 2	60. 7	23. 4
令和元年	437, 301	66, 210	264, 230	104, 287	15. 2	60. 4	23. 8
令和 2 年	435, 603	65, 896	261, 025	106, 104	15. 1	59. 9	24. 3
令和 3 年	440, 254	65, 504	260, 021	107, 023	15. 1	60. 1	24. 7

出典：令和 3 年福岡県の人口と世帯年報 表 8（令和 3 年 1 0 月 1 日現在）

(3) 出生数

(令和 2 年)

区 分	全 国	福岡県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	430, 713	19, 782	1, 920	437	448	525	282	228
女	410, 122	19, 184	1, 732	417	429	436	263	187
計	840, 835	38, 966	3, 652	854	877	961	545	415

出典：令和 2 年人口統計 保管統計表 都道府県編 出生 第 5 表－ 2

(4) 出生率の年次推移 (人口千対)

*千対：人口1,000人あたり

区 分	全 国	福岡県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
平成 28 年	7.8	8.7	9.7	9.5	9.0	10.8	9.6	9.8
平成 29 年	7.6	8.6	9.4	9.4	8.6	10.6	8.6	9.8
平成 30 年	7.4	8.3	8.9	8.8	8.1	10.2	8.2	9.1
令和元年	7.0	7.4	8.2	8.5	7.5	9.3	7.3	7.9
令和 2 年	6.8	7.7	8.4	8.3	8.0	9.5	7.5	8.3

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.3表-2、人口動態統計中巻 総覧 第2表
 ※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所一市区町村別をもとに算出

(5) 死亡数

(令和2年)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	707,421	27,765	1,898	492	454	414	340	198
女	673,672	28,136	1,791	456	413	399	338	185
計	1,381,093	55,901	3,689	948	867	813	678	383

出典：令和2年人口動態統計上巻 死亡 第5.1表
 保管統計表 都道府県編死亡・死因 第6表-40 (福岡県)

(6) 死亡率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
平成 28 年	10.5	10.1	7.6	8.1	6.9	7.2	8.9	7.1
平成 29 年	10.8	10.4	8.0	8.1	7.5	7.6	9.2	7.5
平成 30 年	11.0	10.6	7.8	8.4	7.3	6.9	9.4	7.6
令和元年	11.2	10.8	8.3	9	7.8	7.9	9.2	7.6
令和 2 年	11.1	10.5	7.9	9.0	6.8	7.1	8.8	8.0

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3表-2, 中巻 総覧 第2表 人口動態総覧
 ※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所一市区町村別をもとに算出

(7) 死因分類 (大項目)

令和2年の死因順位(県内第10位まで)別死亡数と死亡率(人口10万対)

死 因	全 国		福 岡 県		管 内		筑紫野市		春日市		大野城市		太宰府市		那珂川市	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全死因	1,372,755	1,112.5	53,273	1,053.8	3,430	785.8	923	898.9	753	683.5	717	708.6	638	878.4	399	800.9
悪性新生物(腫瘍)	378,385	306.6	15,677	310.1	1,084	248.4	307	299.0	237	215.1	227	224.3	206	283.6	107	214.8
心疾患	205,596	166.6	6,458	127.7	449	102.9	110	107.1	106	96.2	114	112.7	69	95.0	50	100.4
老衰	132,440	107.3	3,602	71.2	235	53.8	63	61.4	59	53.6	40	39.5	45	62.0	28	56.2
脳血管疾患	102,978	83.5	3,576	70.7	219	50.2	42	40.9	43	39.0	56	55.3	44	60.6	34	68.2
肺炎	78,450	63.6	3,292	65.1	188	43.1	49	47.7	35	31.8	38	37.6	43	59.2	23	46.2
不慮の事故	38,133	30.9	1,647	32.6	101	23.1	26	25.3	27	24.5	23	22.7	14	19.3	11	22.1
腎不全	26,948	21.8	1,024	20.3	63	14.4	19	18.5	10	9.1	11	10.9	14	19.3	9	18.1
自殺	20,243	16.4	826	16.3	51	11.7	11	10.7	7	6.4	10	9.9	10	13.8	13	26.1
大動脈瘤及び解離	18,795	15.2	808	16.0	66	15.1	16	15.6	19	17.2	7	6.9	15	20.7	9	18.1
肝疾患	17,688	14.3	698	13.8	52	11.9	16	15.6	13	11.8	13	12.8	6	8.3	4	8.0

注1) 各死亡率の算出には、令和2年10月1日現在の日本人人口を用いた。

注2) 「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」、「血管性等の認知症」は「血管性及び詳細不明の認知症」である。

令和2年人口動態統計 上巻 死亡 第5. 13表 死因 死亡数及び死亡率(人口10万対), 保管統計表 都道府県編 死亡・死因 第6表-40(福岡県)

(8) 乳児死亡数

生後1年未満の死亡を乳児死亡という。乳児の生存は、母体の健康状態、養育条件等の影響を強く受けるので、地域及び社会全体の水準や生活水準を反映する指標のひとつとなっている。

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
男	800	37	6	2	－	2	1	1
女	712	34	4	1	－	2	0	1
計	1,512	71	10	3	－	4	1	2

出典：令和2年人口動態統計上巻 乳児死亡 第6.1表
令和2年人口動態統計保管統計表 都道府県編 死亡第1表 (40福岡県)

(9) 乳児死亡率の年次推移（出生千対）

*乳児死亡率＝乳児死亡数／出生数

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成28年	2.0	2.0	2.4	2.1	1.0	2.8	2.9	4.1
平成29年	1.9	1.8	2.0	3.1	2.1	2.8	0.0	0.0
平成30年	1.9	2.1	2.1	0.0	3.4	1.0	6.8	0.0
令和元年	1.9	2.3	2.6	0.0	1.3	3.0	3.4	9.4
令和2年	1.8	1.8	2.7	3.5	－	4.2	1.8	4.8

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.3表－2 人口動態統計中巻 総覧 第2表
※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表都道府県－保健所－市区町村別をもとに算出

(10) 死産数

人口動態でいう死産は、妊娠満12週（第4月）以後の死児の出産であり、自然死産と人工死産に分けられる。

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
自然	8,188	373	38	4	10	12	6	6
人工	9,090	447	26	3	9	6	3	5
計	17,278	820	64	7	19	18	9	11

出典：令和2年人口動態統計上巻 総覧 第3.3表－2，中巻 総覧 第2表

(11) 死産率の年次推移（出産千対）

*死産率＝死産数／出産数、出産数＝出生数＋死産数

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成28年	21.0	22.6	18.4	14.4	17.8	21.0	12.9	29.5
平成29年	21.1	24.1	18.1	7.3	24.8	15.8	14.3	35.4
平成30年	20.9	22.2	18.4	15.4	19.8	22.0	6.8	27.8
令和元年	22.0	22.4	21.3	23.4	13.4	23.2	25.0	
令和2年	20.1	20.6	17.2	8.1	21.2	18.4	16.2	25.8

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表－1，中巻 総覧 第2表(40福岡県)
※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 人口動態総覧，保健所－市区町村別をもとに算出

(12) 周産期死亡数

人口動態でいう周産期死亡は、妊娠22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
妊娠22週以後の死産	2,112	87	11	-	3	6	2	-
生後1週間未満の死亡	552	22	4	1	-	2	-	1
計	2,664	109	15	1	3	8	2	1

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40 福岡県)

(13) 周産期死亡率の年次推移（出産千対）

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成28年	3.6	3.4	2.8	2.1	3.0	4.7	1.5	
平成29年	3.5	3.7	3.4	1.0	3.2	3.8	1.6	
平成30年	3.3	3.5	2.9	4.4	2.2	3.9	1.7	0.0
令和元年	3.4	3.1	3.1	2.0	1.1	4.1	6.8	
令和2年	3.2	2.8	4.1	1.2	3.4	8.3	3.7	2.4

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40 福岡県)

※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 人口動態総覧, 保健所-市区町村別をもとに算出

(14) 婚姻・離婚

婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による分類

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
婚姻件数	525,507	22,745	1,840	447	436	465	294	198.0
離婚件数	193,253	8,955	739	166	201	164	117	91.0

出典：令和2年人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1 中巻 総覧 第2表(40 福岡県)

(15) 婚姻率の年次推移（人口千対）

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成30年	4.7	5.0	4.9	5.1	4.7	5.4	4.5	4.2
令和元年	4.8	5.1	4.7	4.9	4.3	5.2	4.3	4.5
令和2年	4.3	4.5	4.2	4.4	4.0	4.6	4.0	4.0

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.2表-1, 中巻 総覧 第2表(40 福岡県)

※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所-市区町村別をもとに算出

(16) 離婚率の年次推移（人口千対）

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市
平成30年	1.7	1.9	1.9	1.8	2.0	1.9	1.4	2.2
令和元年	1.7	1.9	1.9	1.7	2.0	2.0	1.6	2.3
令和2年	1.6	1.8	1.7	1.6	1.8	1.6	1.6	1.8

出典：人口動態統計上巻 総覧 第3.3表-2, 中巻 総覧 第2表(40 福岡県)

※管内及び各市は人口動態統計中巻 総覧 第2表 保健所-市区町村別をもとに算出

福岡県筑紫保健福祉環境事務所の 各課・係の業務内容及びお問い合わせ先

	課・係		電話番号	業務内容
2 階	総務企画課	総 務 係	092-513-5581	庶務事務、会計等
		企画指導係	092-513-5610	病院・診療所・薬局などの許可・届出、看護師・医師等医療従事者の免許申請、各種衛生統計、研修等
	健康増進課	健康増進係	092-513-5583	がんや難病等の療養相談、指定難病・小児慢性特定疾病・肝炎治療及び不妊治療費助成金の申請受付、健康づくり・栄養・子どもの発達に関する専門的相談等
		精神保健係	092-513-5585	精神保健福祉相談、精神障がい者地域支援等
	社会福祉課		092-513-5626	母子父子寡婦福祉貸付相談、婦人相談、高齢者福祉、介護保険、障がい者福祉、児童福祉等
	保健衛生課	食品衛生係	092-513-5582	食品衛生関係許認可や指導、食中毒対応等
		生活衛生係	092-513-5599	狂犬病予防、動物愛護、化製場、クリーニング、理美容、公衆浴場、ビル管、興行場、ホテル等の許可・届出等
		感 染 症 係	092-513-5584	結核・感染症対策、エイズ・性感染症の相談検査等
	検査課		092-513-5587	試験検査
4 階	地域環境課		092-513-5611	浄化槽、自然公園、温泉、鳥獣保護、地球温暖化対策、3R、生物多様性の保全の推進等
	環境指導課		092-513-5612	産業廃棄物、自動車リサイクル、アスベスト、PCB、公害(土壌・水質・大気)等

◇所在地: 〒816-0943 大野城市白木原3丁目5-25

福岡県筑紫総合庁舎 2階・4階

◎西鉄白木原駅から徒歩5分

◎JR大野城駅から徒歩13分

各課の業務のうち、「定期健康相談・検査」「一般健康相談」「各種助成申請」等について、実施日時、お問い合わせ先等については、次頁をご覧ください。



<定期業務・一般健康相談等主な相談窓口>

令和4年5月1日現在

サービス項目	曜 日	受付時間	問い合わせ先	備 考
難病相談(難病ホットライン)	月曜日～金曜日	8:30～17:00	健康増進係 573-3100(専用電話)	
栄養相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	健康増進係 513-5583	
エイズ・梅毒・性器クラミジア・ 淋菌 感染症相談及び検査	毎週火曜日	9:00～11:00	感染症係 513-5584	検査は、匿名・無料で 受けられます。
B型・C型肝炎に関する 相談検査	毎週火曜日	9:00～11:00		事前予約が必要です。無料
エイズ(性感染症)ホットライン	月曜日～金曜日	8:30～17:00	感染症係 582-2522(専用電話)	
乳幼児発達相談	偶数月 木曜日	13:30～15:00	健康増進係 513-5583	事前予約が必要です。
母子家庭・父子家庭・寡婦の 生活一般に関する相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	社会福祉課 513-5626	予約制です。
ふくおかまごころ駐車場 利用証交付	月曜日～金曜日	8:30～17:00	社会福祉課 513-5626	
配偶者からの暴力に関する 相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	配偶者暴力相談支援 センター 092-584-0052 (専用電話)	
精神保健福祉相談	毎週水曜日	13:00～15:00	精神保健係 513-5585	予約制です。医師が相談対 応します。
アルコール精神保健福祉相談	第2・3水曜日	13:00～15:00		
思春期精神保健福祉相談	第2木曜日	13:00～15:00		
精神保健福祉相談	月曜日～金曜日	8:30～17:00	同上	保健師が随時相談対応しま す。
飼えなくなった犬・猫の 引き取り	毎週木曜日 (但し、その週の 金曜日が祝日の 場合は除く。)	13:00～16:30	生活衛生係 513-5599	事前申し込みが必要です。 本人確認できる身分証明書 等を持参してください。 1頭につき生後91日未満の 犬、猫は400円、生後91日 以上の犬、猫は2,000円の 手数料が必要です。
各種免許申請	月曜日～金曜日	8:30～17:00	健康増進係 513-5583	調理師
			企画指導係 513-5610	看護師、医師、薬剤師、 准看護師、栄養士等
営業許可・登録	月曜日～金曜日	8:30～17:00	食品衛生係 513-5582	食品衛生関係営業許可
	月曜日～金曜日	8:30～17:00	生活衛生係 513-5599	生活衛生関係営業許可 動物取扱業の登録
	月曜日～金曜日	8:30～17:00	環境指導課 513-5612	産業廃棄物処理業許可 自動車リサイクル業登録許可
医務・薬務の許可・届出	月曜日～金曜日	8:30～17:00	企画指導係 513-5610	

* ご不明な点はお問い合わせください。

福岡県筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係 (092)513-5610

令和4年度 業務年報 福岡県筑紫保健福祉環境事務所

発行 令和4年6月

編集 福岡県筑紫保健福祉環境事務所

〒816-0943 福岡県大野城市白木原3丁目5番25

(筑紫総合庁舎2階)

T E L : 092-513-5581 F A X : 092-513-5598

福岡県行政資料	
分類番号 G A	所属コード 4403100
登録年度 (令和) 0 4	登録番号 0001